



住まいの復興給付金

消費税率引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置

申請の手引き [補修]用

この申請の手引きでは「補修」の場合について説明しています。
「建築・購入」の場合については、[申請の手引き\[建築・購入\]用](#)を参照ください。

住まいの復興給付金事務局



制度について知りたい！

住まいの復興給付金ってどのような制度？ >>P.5

消費税率の引上げに伴って、東日本大震災で被災された方の住宅再建に係る消費税の負担増加を軽減する制度として実施されます。

誰が対象となるの？ >>P.7

給付対象となる人を、事例を交えて説明しています。

どんな住宅が対象となるの？ >>P.10

給付金額はいくらになるの？ >>P.13

申請はどうすればいい？ >>P.15

気になるポイントをチェック！

制度の内容を詳しく知りたい方はこちらから。



申請のための準備をしたい！

申請のためには、何を用意すればいいの？ >>P.18

制度専用の申請書と申請書の内容を証明する添付書類が必要です。

必要な添付書類には何があるの？ >>P.22

提出する添付書類について説明しています。

被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は >>P.32

被災住宅の所有者である親が居住するために、その子が再建支援をする場合は >>P.35

申請書を作成したい！

申請書の記入見本と記入方法を参考に申請書を作成しましょう >>P.37

共同で申請をする方は >>P.56

工事請負契約が複数（複数の補修工事を行った）の場合は >>P.60

書類の作成はこちらの記入方法を参考にしてください。



制度専用の書式はこちらから

申請書以外で、提出が必要な方はこちらから切り取ってください >>書式集

不明なことがある、もっと詳しく聞きたいことがある場合には、
住まいの復興給付金事務局コールセンター
フリーダイヤル(無料) :0120-250-460 までご連絡ください。

申請書類を提出したい！

申請書類を提出する前に >>P.63

記入漏れや添付書類の不備等がないように申請書類の確認をしましょう。

申請書類を郵送する >>P.66

給付金を受領する >>P.69

申請書類を提出する前に確認しましょう。



1

住まいの復興給付金とは

住まいの復興給付金について目的や制度の概要を説明しています。

1. 住まいの復興給付金とは……	5
2. 消費税率の引上げについて ……	5
3. 住まいの復興給付金の対象者 ……	7
4. 共同申請等について ……	8
5. 住まいの復興給付金の対象住宅について ……	10
6. 引渡期限と申請期限について ……	11
7. 住まいの復興給付金の申請対象者のまとめ ……	12
8. 住まいの復興給付金の給付申請額について ……	13
9. 給付申請額の試算例 ……	14
10. 給付申請について ……	15
11. 給付申請の流れ ……	16

2

給付金を申請する

申請のための書類を準備します。

12. 申請書類の一覧 ……	18
13. 申請書の構成 ……	20
14. 添付書類について	
<すべての方に添付いただく書類>	
A. 通帳等の記載面 ……	22
B. リ災証明書等 ……	23
C. 補修した被災住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 ……	24
D. 住民票の写し(届出避難場所証明書) ……	26
E. 工事請負契約書 ……	28
F. 領収書 ……	29
G. 補修工事証明書 ……	30
<該当する方のみ添付いただく書類>	
■被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類	
H. 被災住宅所有者との関係確認書 ……	32
I. 被災住宅の所有者が死亡または行方不明であることが証明できる書類 ……	33
J. 被災住宅に居住していたことが証明できる書類 ……	34
■親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類	
K. 親孝行住宅再建支援申出書 ……	35
L. 被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 ……	35

3

申請書を作成する

記入見本を参考に申請書を作成しましょう。

15. 申請書の記入方法について

(1) 表紙	37
(2) 申請書 1/5枚目:申請書類チェックシート	38
(3) 申請書 2/5枚目	40
(4) 申請書 3/5枚目	44
(5) 申請書 4/5枚目	48
(6) 申請書 5/5枚目	52
(7) 同意事項	54
(8) 別紙①【補修】共同申請者申告書	56
(9) 別紙②【補修】工事請負契約が複数の場合の工事確認書	60

4

申請書の提出から給付金の受領まで

申請書類を提出して、審査を受け給付金を受領します。

16. 申請書類の提出から給付金の受領まで

(1) 申請書類の確認	63
(2) 申請書類の提出	66
(3) 申請書類を提出した後は	68
(4) 給付金の受領	69

書式集

事務局指定の書式で作成する

事務局指定の書式と記入見本です。

- 【補修】被災住宅所有者との関係確認書(記入見本)
- 親孝行住宅再建支援申出書(記入見本)
- 補修工事証明書(記入見本)
- 【別紙】補修工事内容確認書(記入見本)
- ◎【補修】被災住宅所有者との関係確認書(書式)
- ◎親孝行住宅再建支援申出書(書式)
- ◎補修工事証明書(書式)
- ◎【別紙】補修工事内容確認書(書式)

住まいの復興給付金とは



1

住まいの復興給付金について
目的や制度の概要を説明しています。

こちらでは、住まいの復興給付金の概要をはじめ
申請の対象者、対象住宅、そして給付申請額等
について説明します。



1 住まいの復興給付金とは…

2014年4月1日からの段階的な消費税率の引上げに伴って、東日本大震災*¹で被災された方の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応するための措置です。

*1:2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震および、これに伴う原子力発電所の事故のこと

目的

- 東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること
 - 復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期等の外的要因による被災者間の負担の不均衡を避けること
- 東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時点の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。
 - 2021年12月31日までに引渡しを受けた住宅が対象です。
(引渡期限と申請期限の詳細はP10・11参照)
 - 東日本大震災による被災者が対象です。(詳細はP7参照)

2 消費税率の引上げについて

2012年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等の税制抜本改革関係の法律が成立し、二段階で消費税率が引き上げられました。

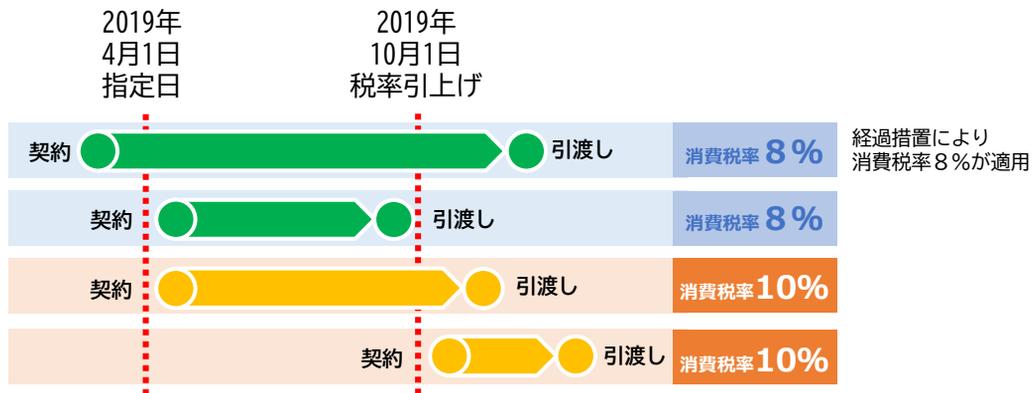
- 消費税率の引上げ
 - 2014年4月1日より消費税率は8%に引き上げられ、
 - 2019年10月1日より10%に引き上げられました。
- 住宅における消費税の取扱い
 - 住宅について、土地は非課税、建物のみが課税対象です。
 - 中古住宅の売買では、事業者が住宅を買い取って個人に売る「買取再販」は課税対象ですが、売主が事業者ではない個人間の売買は非課税です。

● 消費税率の引上げに伴う経過措置について

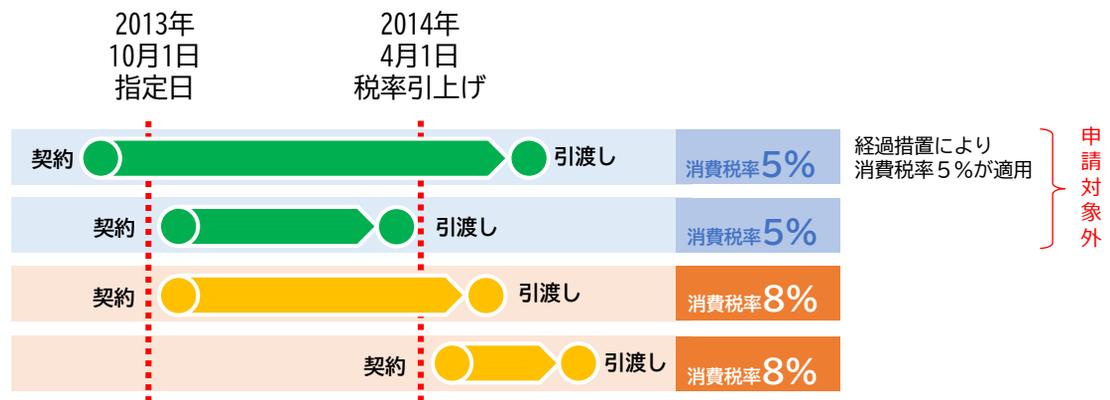
消費税は、住宅引渡し時点の税率が適用されます。

ただし、住宅の取得については消費税率引上げの半年前の指定日(下記参照)前日までに契約した場合、住宅の引渡しが税率引上げ日以降となっても、引上げ前の税率が適用される「経過措置」があります。

《消費税率 10%における経過措置》



《消費税率 8%における経過措置》



● 売買契約の場合

経過措置は、請負契約を対象としています。ただしマンション等の売買契約でも、注文者が壁の色やドアの形状等について特別な注文を付すことができる場合には、同様の経過措置が適用されます。

3 住まいの復興給付金の対象者

以下の①～③の要件すべてを満たしていることが必要です。

- ① 2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅（以下、被災住宅という。）*1を被災時点より所有している者
- ② 被災住宅の補修工事*2を発注した者
- ③ 補修した被災住宅に居住している者

***1 東日本大震災により被害が生じた住宅（被災住宅）とは、以下のいずれかの住宅のことをいいます。**

- ・ 被災証明書等で「全壊または流出」、「大規模半壊」、「半壊または床上浸水」の認定を受けた住宅、および「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅のこと。
- ・ 東日本大震災に伴う原子力災害における避難指示区域および避難解除区域、特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）の住宅であること。

参考 対象となる福島県の原子力災害における避難指示区域等とは、以下の市町村です。

【全域】

●浪江町 ●双葉町 ●大熊町 ●富岡町 ●檜葉町 ●広野町 ●葛尾村 ●川内村 ●飯館村

【一部地域】

●南相馬市 小高区の全部、原町区の全部、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内
鹿島区烏崎、鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂、鹿島区寺内

●田村市 都路町、船引町横道(中山字小塚、中山字下馬沢を含む)
常葉町堀田、常葉町山根

●川俣町 山木屋

および特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）

***2 実際に支払った補修工事の金額が、100万円(税抜)以上であること。**

4 共同申請等について

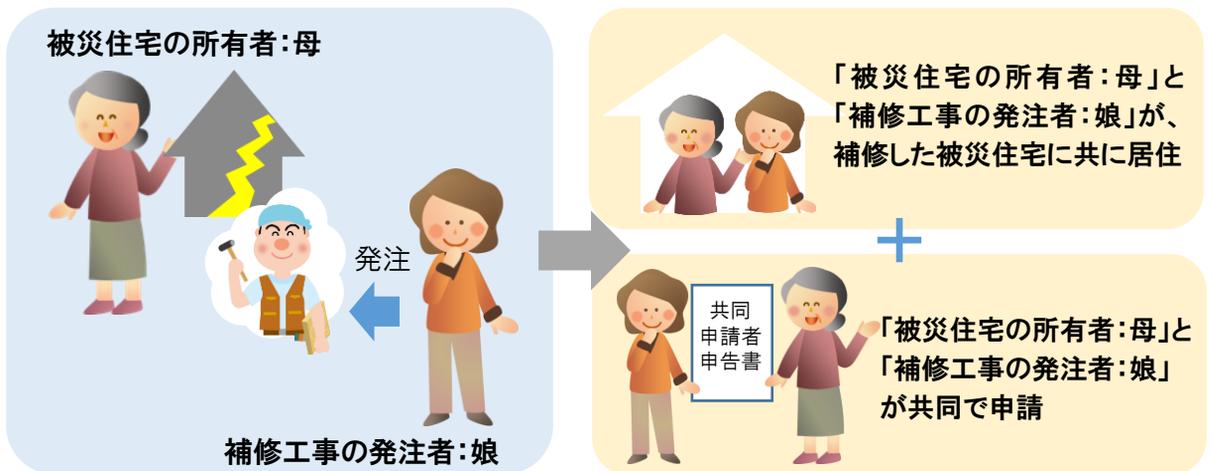
前頁の①～③までの申請要件すべてを満たしていない場合、各要件を有する者が共同で申請(以下、共同申請という。)する場合、給付を受けることができます。

- 共同申請する場合、補修工事の発注者である代表1名を**代表申請者**とし、代表申請者が給付金を受領してください。また共同で申請するもののうち、**代表申請者以外を共同申請者**といいます。
- 共同申請者申告書(P56～P59参照) にそれぞれ本人が記名・押印することにより、共同申請者は給付金の申請および受領を代表申請者に委任することとします。

■給付対象となる共同申請の事例

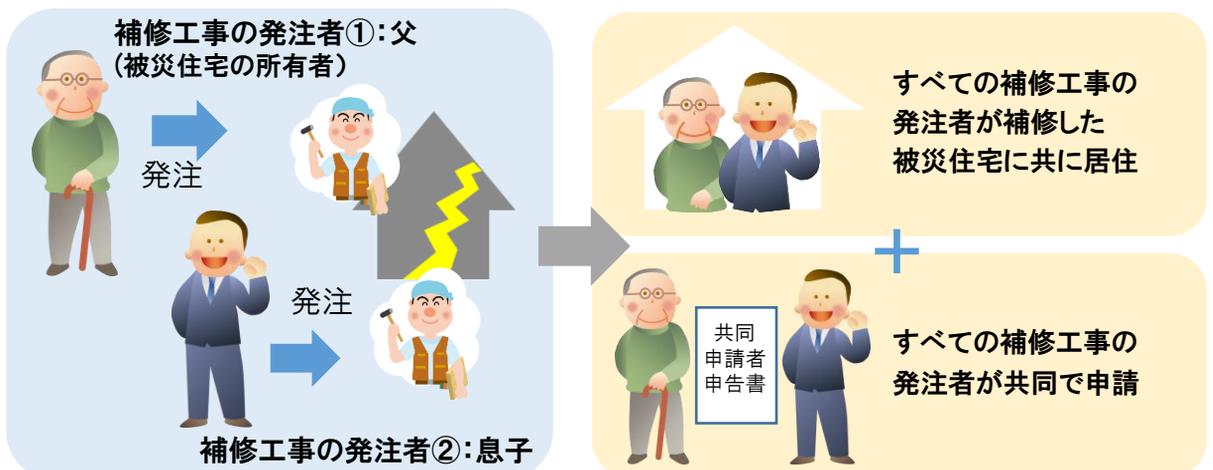
事例1：被災住宅の所有者と被災住宅の補修工事の発注者が異なる場合

母が所有している被災住宅を、娘が補修工事の発注者となり補修する場合、母と娘が補修した被災住宅に共に居住し、共同申請することで給付を受けることができます。



事例2：被災住宅の補修工事の発注者が複数の場合

父が所有している被災住宅を、父と息子がそれぞれ補修工事の発注者となり補修する場合、父と息子が補修した被災住宅に共に居住し、共同申請することで給付を受けることができます。

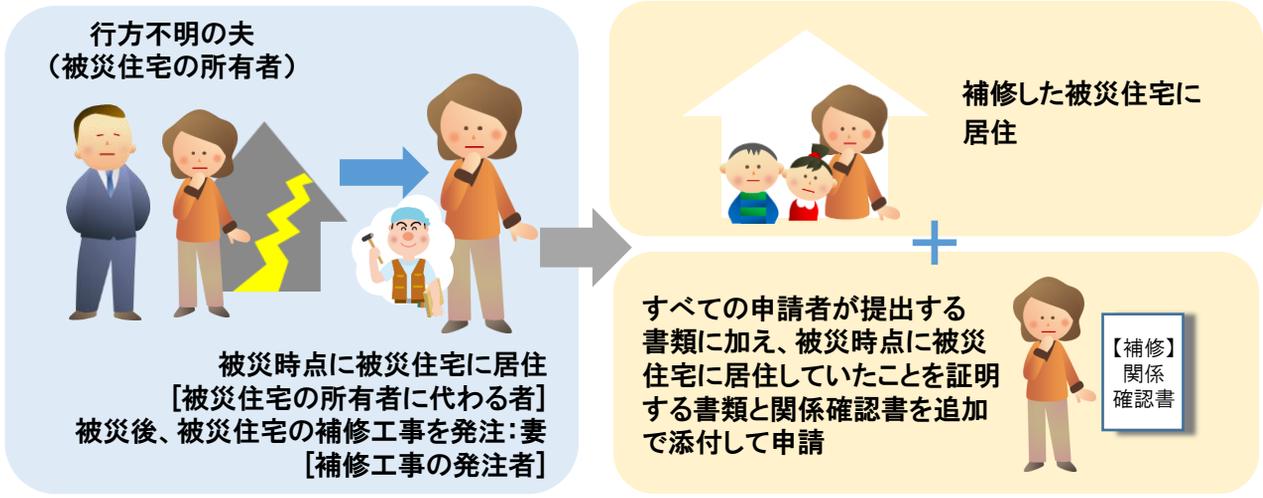


上記いずれの場合も、補修した被災住宅に居住していない者は、代表申請者および共同申請者になれません。

以下のような場合にも、給付を受けることができます。

(1) 被災住宅の所有者が死亡または行方不明などの場合

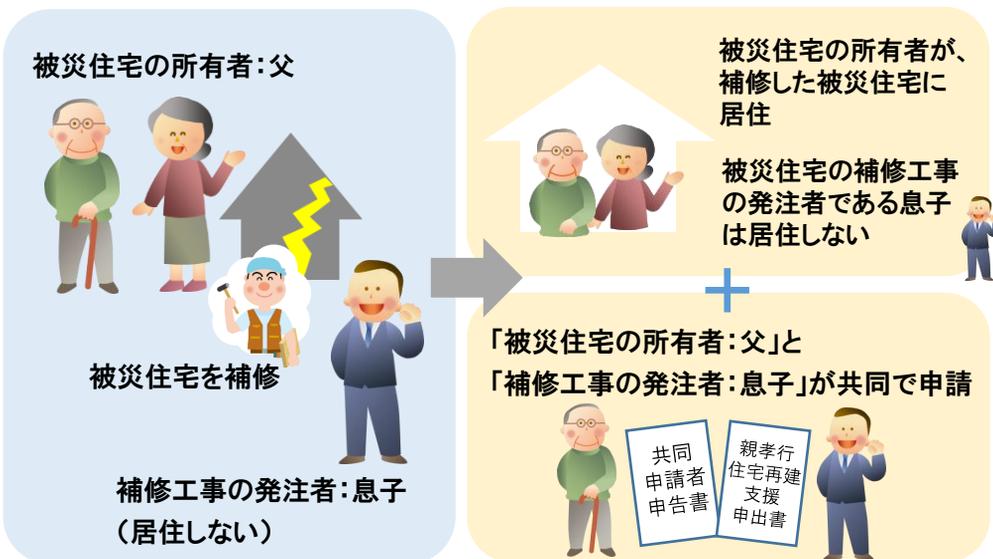
- 被災時点で被災住宅に居住していた者を**被災住宅の所有者に代わる者**といいます。
被災住宅の所有者に代わる者が補修し、その被災住宅に居住している場合は、給付を受けることができます。



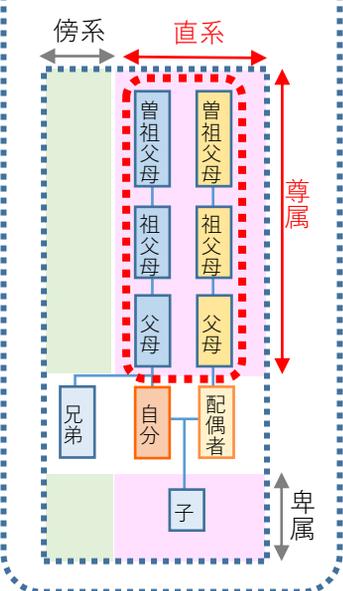
(2) 「親孝行住宅再建支援」

被災住宅の補修工事を発注した者が居住していない場合でも申請することができます。

被災住宅を所有している親(父母・祖父母等)が居住するため、その住宅を子(子・孫等)が補修工事を発注者となり補修する場合、子は補修した被災住宅に居住していなくても下記の要件を満たす場合は、申請することができます。



*直系尊属とは、自分より前の世代にあたる人たちの直系血族のことで、父母、祖父母、曾祖父母等が直系尊属に該当。養子の場合の養父母も含まれます。



- 被災住宅の所有者である親(父母・祖父母等)のために、その子(子・孫等)が親が居住する被災住宅の補修工事を発注すること。
- 被災住宅の所有者が、補修工事を発注者である子の直系尊属*であること。(右図参照)
- 親(父母、祖父母等)が、その補修された被災住宅に居住していること。

※「親孝行住宅再建支援」で、上記の要件を満たす場合は、被災住宅の補修工事を発注者である子・孫の居住は必要ありません。
ただし、別途提出書類が必要です。(P35参照)

※ 申請対象かどうか判断できない場合は、住まいの復興給付金事務局コールセンターまでお問い合わせください。

5 住まいの復興給付金の対象住宅について

以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 消費税率8%または10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅であること。
- ② 2021年12月31日までに引渡しを受けた住宅であること。
ただし、

■被災住宅(*1)の所在地が岩手県・宮城県・福島県の場合：

契約日にかかわらず、引渡期限が2024年12月31日まで延長されました。

(※)被災住宅が福島県の一部地域(*3)に所在する場合、対象となる引渡期限は2025年12月31日です。

■被災住宅の所在地がその他都道府県(*2)の場合：

2020年12月1日から2021年11月30日までに補修の工事請負契約をした方の対象となる住宅の引渡期限は、2022年12月31日です。

*1：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅

*2：岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県

*3：「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」

複数回の補修工事を行った場合については、P11『ご注意ください【複数回の補修工事を行った場合】』を参照してください。



- ・消費税率が5%の期間に行った、補修工事は対象となりません。
- ・被災住宅の不動産登記上、用途が住宅以外の店舗、事務所、車庫、倉庫等の記載のみでは申請できません。
- ・複数の被災住宅を所有している場合、申請できるのは被災住宅の所有者及び補修工事発注者が共に居住する1軒の住宅のみです。

補修工事とは…

東日本大震災により被害を受けた箇所を修繕することをいいます。

以下の工事は、補修工事には含まれません。

- ①住宅と構造上一体となっていない設備で、その設備がなくても住宅の機能を損なわない設備の工事
- ②土地の造成のみを目的とする工事

●補修工事に含まれない例

家具や家電（ルームエアコンを含む）の補修、太陽光発電装置の補修、盛土、擁壁、造園等

- ・補修工事に含まれるかどうか判断できない場合には、住まいの復興給付金事務局コールセンターまでお問い合わせください。

- ・管理組合が区分所有建物(マンション等)の共用部分の補修工事を行った場合については、ホームページやコールセンターで確認してください。

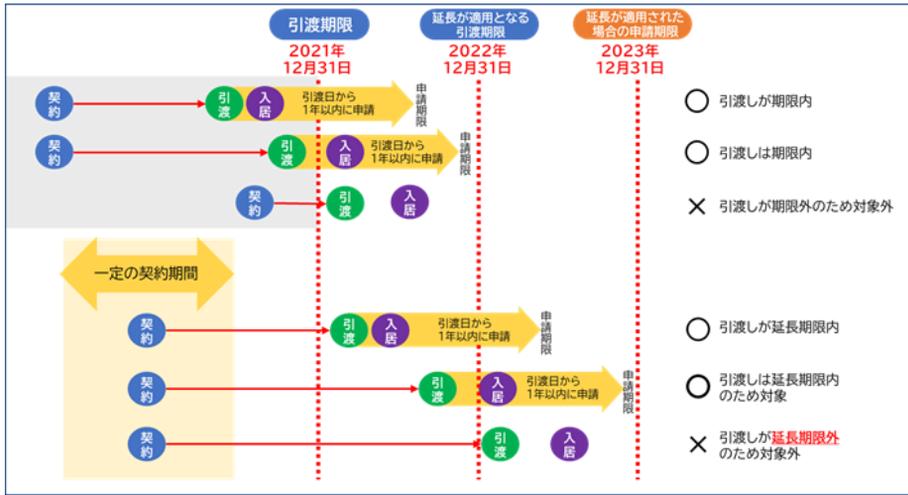
6 引渡期限と申請期限について

2021年12月、対象となる住宅の引渡期限について以下の変更が行われました。

- 被災住宅(*1)の所在地が岩手県・宮城県・福島県の場合の引渡期限： **2024年12月31日**
 岩手県・宮城県・福島県に被災住宅(*1)を被災時点で所有していた方は契約日にかかわらず対象となる住宅の引渡期限が**2024年12月31日**まで延長されました。
 (※)被災住宅が福島県の一部地域(*3)に所在する場合、対象となる引渡期限は2025年12月31日です。

- 被災住宅の所在地がその他の都道府県(*2)の場合の引渡期限： **2021年12月31日**
 ただし、2020年12月1日から2021年11月30日までに契約をした方は対象となる住宅の引渡期限は**2022年12月31日**です。

* 1：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅
 * 2：岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県
 * 3：「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」



●申請期限：住宅の引渡しから1年以内

	引渡期限	申請期限	
現 行	2021年12月31日	2022年12月31日	郵送受付のため 当日消印まで有効
被災住宅の所在地が 岩手県・宮城県・福島県の方	2024年12月31日	2025年12月31日	郵送受付のため 当日消印まで有効
	被災住宅が福島県の 一部地域に所在する場合	2025年12月31日	
被災住宅の所在地が その他の都道府県の場合で 一定期間に契約した方	2022年12月31日	2023年12月31日	郵送受付のため 当日消印まで有効

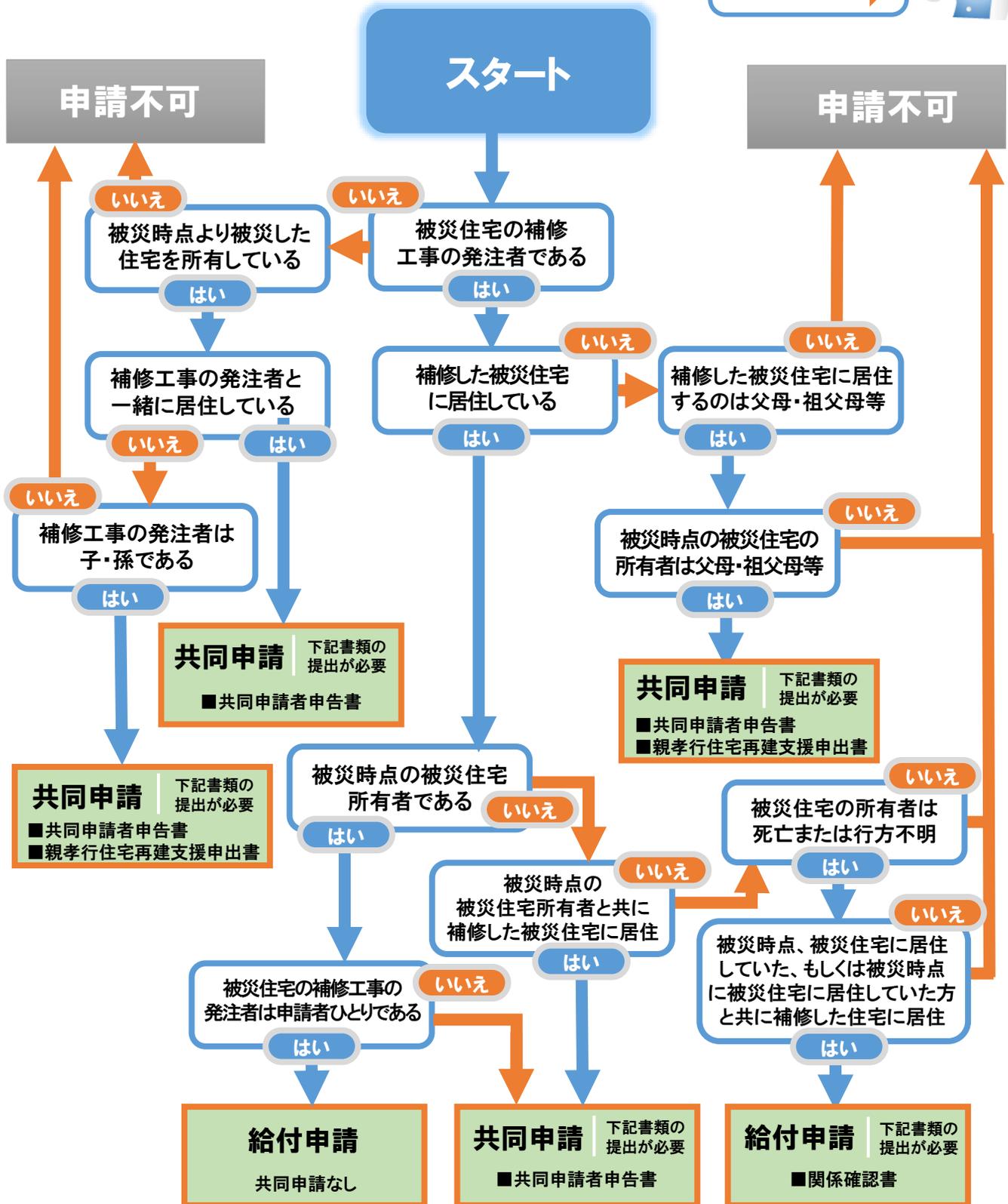
ご注意ください 【分離発注や複数回の補修工事を行った場合】

引渡期限の延長が適用されるには、全ての補修工事が、2020年12月1日～2021年11月30日に契約されている必要があります。契約日が一定の期間内と期間外にまたがる場合、引渡期限の延長の対象外となります。

The diagram shows two scenarios for repair contracts. The top scenario shows three contracts (①, ②, ③) where ① and ② are within the 2020年12月1日 to 2021年11月30日 period, but ③ is outside. This results in a cross (×) and '引渡期限の延長対象外' (not eligible for extension). The bottom scenario shows all three contracts (①, ②, ③) within the 2020年12月1日 to 2021年11月30日 period, resulting in a circle (○) and '引渡期限の延長対象' (eligible for extension).

7 住まいの復興給付金の申請対象者のまとめ

申請をしようとする人が、どの申請を行うのかを判断する目安となるものです。質問に答えて進んでください。



※申請対象となるかどうか判断できない場合には、住まいの復興給付金事務局コールセンターまでお問い合わせください。

8 住まいの復興給付金の給付申請額について

被災時点の被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価を掛けた額 **A** と、実際支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額 **B** (8%時であれば3%、10%時であれば5%) のどちらか少ない方が給付されます。※実際の給付申請額は千円未満切捨てとなります。

A 被災時点の被災住宅の床面積 × り災状況に応じた給付単価

被災時点の被災住宅の床面積(m²)

- 不動産登記で確認できる、被災時点の住宅の床面積(m²)
- 区分所有の場合は、専有部分の床面積が対象です。
- 共同住宅の場合は、ご自身が所有し居住する床面積が対象です。
- 不動産登記における、被災住宅の用途が「住宅(居宅または共同住宅等の記載)」以外を含む場合(店舗併用住宅や事務所兼住宅等)は、住宅部分の床面積が対象です。

×

給付単価

消費税率が	り災状況	給付単価	
		8%のとき	り災状況
8%のとき	り災状況	全壊または流出	1,680円
		大規模半壊	1,650円
		半壊または床上浸水	1,380円
		一部損壊または床下浸水	840円
10%のとき	り災状況	全壊または流出	2,800円
		大規模半壊	2,750円
		半壊または床上浸水	2,300円
		一部損壊または床下浸水	1,400円

・東日本大震災に伴う原子力災害による避難指示区域等内にある住宅については「全壊」の扱いとします。



A または **B** のどちらか少ない方の金額を給付

B 実際に支払った補修工事費(税抜) × 消費税増税分

実際に支払った補修工事費の消費税増税分

消費税率	増税分3%		消費税率	増税分5%	
	8%のとき	〔補修工事費(税抜金額) × 0.03〕円		10%のとき	〔補修工事費(税抜金額) × 0.05〕円

9 給付申請額の試算例

給付申請額が、どのくらいになるのか、いくつかの事例をもとに計算してみましょう。

試算例 1

被災住宅の所有者であるMさんは、東日本大震災で「半壊」の認定を受け、その被災住宅を補修することにしました。以下の条件で給付申請額を計算します。

- ・ Mさんの被災住宅の床面積：135.28㎡
- ・ り災状況：半壊
- ・ 補修工事にかかった工事費：650万円（税抜）
- ・ 消費税率：10%の時期に補修工事を実施



A 被災住宅の床面積×り災状況に応じた給付単価

被災住宅の床面積

135.28㎡

×

半壊の給付単価

2,300円

➡ 311,000円
(千円未満切捨て)

B 実際に支払った補修工事費（税抜）×消費増税分5%

補修工事費用（税抜）

650万円

×

0.05

➡ 325,000円 (千円未満切捨て)

上記の条件の場合、金額が少ない **A** の311,000円が給付申請額となります。

試算例 2

被災住宅の所有者であるTさんの住宅は、原子力災害による避難指示区域内にあり、その住宅を補修することにしました。以下の条件で給付申請額を計算します。

- ・ Tさんの被災住宅の床面積：100㎡
- ・ り災状況：避難指示区域
- ・ 補修工事にかかった工事費：350万円（税抜）
- ・ 消費税率：10%の時期に補修工事を実施



A 被災住宅の床面積×り災状況に応じた給付単価

被災住宅の床面積

100㎡

×

避難指示区域
(全壊の扱い)の給付単価

2,800円

➡ 280,000円
(千円未満切捨て)

B 実際に支払った補修工事費（税抜）×消費増税分5%

補修工事費（税抜）

350万円

×

0.05

➡ 175,000円 (千円未満切捨て)

上記の条件の場合、金額が少ない **B** の175,000円が給付申請額となります。

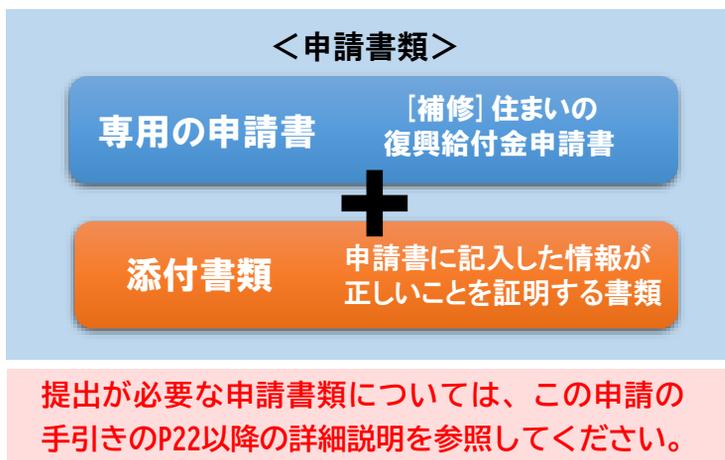
10 給付申請について

給付申請を行う場合、以下のような給付申請手続きが必要です。

申請先は…

給付申請手続きは、申請要件を満たした方が、住まいの復興給付金事務局に郵送で申請書類を提出。申請書の提出は郵送のみ受け付けます。詳細はP66, 67参照

申請書類は…



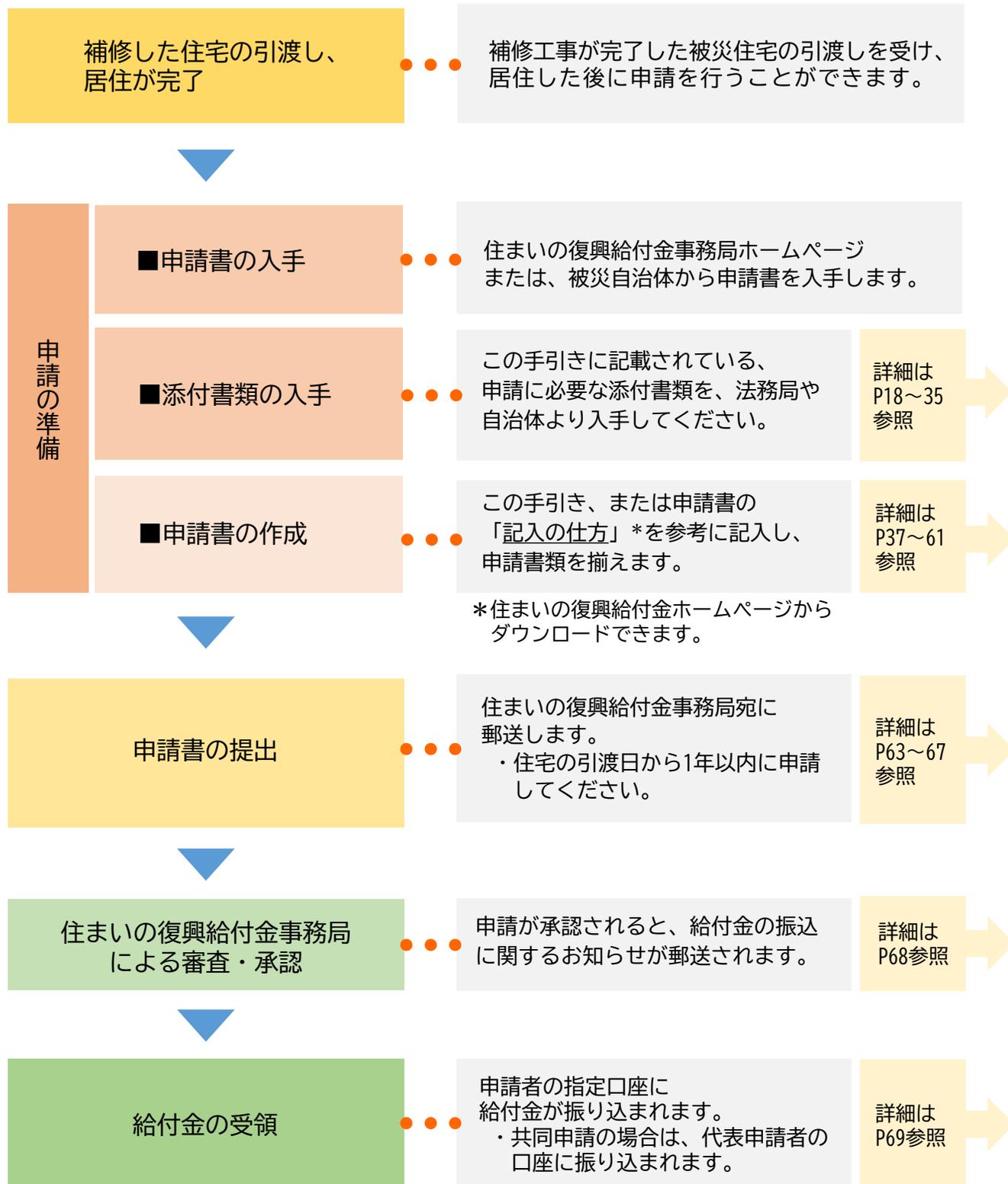
申請時期は…

- 申請受付開始日：2014年4月1日
- 申請期限：再取得住宅の引渡日から1年以内
対象となる住宅は、2021年12月31日までに引渡しを受けた住宅。
ただし、
 - ・被災住宅（*1）の所在地が岩手県・宮城県・福島県の場合：
契約日にかかわらず、引渡期限が2024年12月31日まで延長されました。
（※）被災住宅が福島県の一部地域（*3）に所在する場合、対象となる引渡期限は2025年12月31日です。
 - ・被災住宅の所在地がその他都道府県（*2）の場合：
2020年12月12日から2021年11月30日までに契約をした方の、
引渡期限は2022年12月31日です。
* 1：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅
* 2：岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県
* 3：「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」

ご注意ください

- 申請は、家族や住宅事業者等が手続きの代行をすることもできます。ただし給付金は申請者（共同申請の場合は代表申請者）の口座に振り込まれます。手続代行者は給付金を受け取ることはできません。
- （代表）申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。
- 被災住宅の補修工事を複数回行った場合は、すべての工事が完了した後にまとめて申請してください。
- 「補修」の給付申請を行った（代表）申請者および共同申請者が「建築・購入」の申請をすることはできません。（親孝行住宅再建支援や管理組合による補修の共同申請者となった場合も含む）
- すまい給付金（全国向け措置・国土交通省所管）との併用はできません。

11 給付申請の流れ



給付金を申請する

住まいの復興給付金

2

申請のための書類を準備します。

こちらでは、**【補修】**の申請書類について説明します。

「建築・購入」で申請される方は、**申請の手引き【建築・購入】用**を参照ください。



- 申請するためには、「住まいの復興給付金」専用の申請書と申請書に記載された内容を確認するための添付書類を提出する必要があります。
- 申請書は、住まいの復興給付金事務局のホームページまたは、被災自治体の窓口から入手してください。
- 申請内容に応じて必要な書類が異なります。
- 添付書類には、法務局や各自治体等で入手いただくものがあります。

12 申請書類の一覧

<申請書>

(1) すべての方に提出いただく書類

[補修]住まいの復興給付金申請書

詳細は
P37~54

(2) 下記に該当する方に提出いただく書類

- 被災住宅の所有者が補修工事の発注者(代表申請者)と異なる
- 補修工事の発注者が複数である

別紙①
「[補修]共同申請者申告書」

詳細は
P56~59

- 分離発注など、工事請負契約が複数である

別紙②
「[補修]工事請負契約が複数の場合の工事確認書」

詳細は
P60, 61

<添付書類>

添付書類は、申請書に記載されている情報が正しいことを証明するために必要な書類です。申請される内容によって異なりますので、よくご確認ください。

(3) すべての方に添付いただく書類

A	給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる 通帳等の記載面	コピー	詳細は P22
B	住宅が被災したことを示す り災証明書等 <small>原子力災害による避難指示区域等内に住宅がある場合、提出は不要</small>	コピー	詳細は P23
C	補修した被災住宅の 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本	原本	詳細は P24, 25
D	補修した被災住宅に居住していることを示す 住民票の写し <small>(共同申請の場合は、代表申請者および共同申請者(被災時点の被災住宅の所有者に代わる者を含む)全員の居住が確認できること)</small>	原本	詳細は P26, 27
E	住宅の補修に係る 工事請負契約書	コピー	詳細は P28

F	実際に支払った補修工事金額を示す 領収書	コピー	詳細は P29
G	補修したことを示す 補修工事証明書 <small>※建築士または被災住宅の補修に携わった工事 施工者に作成を依頼 ※補修箇所について、【別紙】補修工事内容確認書 に補修前・補修後の写真を貼付けて提出。</small>	事務局指定 の書式* 原本	詳細は P30, 31

(4) 下記に該当する方に添付いただく書類

■被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類

H	被災住宅の所有者との関係を示す 【補修】被災住宅所有者との関係確認書	事務局指定 の書式* 原本	詳細は P32
I	被災住宅の所有者が 死亡または行方不明であることが証明できる書類 以下のいずれか1点を提出してください。 I-1 住民票の除票の写し(個票)等 I-2 戸籍全部事項証明書または 除籍全部事項証明書	原本	詳細は P33
J	被災時点の被災住宅の所有者に代わる者が 被災住宅に居住していたことが証明できる書類 以下のいずれか1点を提出してください。 J-1 住民票の写し(除票も含む) J-2 戸籍の附票の写し	原本	詳細は P34

■親孝行住宅再建支援の場合に必要な書類

K	被災住宅の補修を支援したことを申し出る 親孝行住宅再建支援申出書	事務局指定 の書式* 原本	詳細は P35
L	被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 戸籍全部事項証明書等	原本	詳細は P35

*住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式集から切り取り、作成してください。

14 添付書類について

添付書類は、提出いただく申請書の記載情報が正しいことを確認するために必要な書類です。

給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる

通帳等の記載面

コピー

入手方法

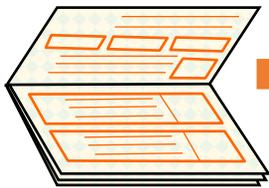
お持ちの通帳をコピーしてください。インターネットバンキング等で通帳がない場合は、キャッシュカードや利用明細のコピーをご用意ください。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・口座種別（普通・当座等）
- ・口座名義人
- ・店番号、口座番号
- ・金融機関名、支店名

- 「コピー」を提出してください。原本を提出された場合、返却できないことがあります。
- 通帳を開き、指定する振込口座が確認できる面をA4普通紙に、はっきりと認識できるようにコピーしてください。
- 申請書(2/5枚目)の(代表)申請者本人名義の口座のみ指定することができます。
 - ・法人や家族名義の口座は指定できません。
- 金融機関によって、下記の記載内容は異なります。



口座種別
●●普通預金

口座名義人
サマ

店番号、口座番号
店番号 000 普通預金口座番号 0000000

金融機関名・支店名
株式会社●●銀行(銀行コード0000)
お取引店
○○○○支店
電話 00-0000-0000

定期的な
通帳記帳
のお願い

見本

事項

B

住宅が被災したことを示す

り災証明書等

(※原子力災害による避難指示区域等内に住宅がある場合、提出は不要)

コピー

入手方法

お持ちの「り災証明書等」をコピーしてください。手元がない場合、被災時点で住宅があった自治体より入手してください。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・ 東日本大震災による「り災証明」であること。
- ・ り災した場所が被災住宅の住所であること。
- ・ 被害の程度が全壊または流出、大規模半壊、半壊または床上浸水、一部損壊または床下浸水、いずれかの記載があること。

- 「コピー」を提出してください。原本を提出された場合、返却できないことがあります。
- はっきりと内容が確認できるようにコピーしてください。
- 各自治体によって書式・記載内容は異なります。

り災証明書	
申請者住所	〇〇市〇〇町1-1-1
申請者氏名	復興 進
1.り災日時及びり災理由	平成 23 年 3 月 11 日(金) 午後 2 時 46 分頃 理由: 東北地方太平洋沖地震による
2.り災場所	〇〇市〇〇町1-1-1
3.り災住家等	住家(持家)
4.被害の程度	半壊
5.摘要	

上記の通り相違ないことを証明します。

平成 23 年 4 月 22 日

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇市長之印

り災日時とり災理由が東北地方太平洋沖地震等であることが確認できること。

り災場所が被災住宅の住所であることが確認できること。

被害の程度が全壊または流出、大規模半壊、半壊または床上浸水、一部損壊または床下浸水等の記載があること。

見 本

C 補修した被災住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

原本

入手方法

法務局より入手してください。
発行手数料は法務局にご確認ください。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・被災住宅の所在
- ・被災住宅の種類（住宅であること）
- ・被災時点の被災住宅の所有者
- ・被災住宅の床面積

- 「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。
・インターネットで登記情報を閲覧できる「登記情報提供サービス」を出力した書類では申請できません。
- 申請時点で発行から3ヶ月以内のものに限ります。

表題部

建物の情報が記載されている項目です。

- a 「所在」で、被災住宅の所在と同じであることを確認します。
※住所表記と異なる場合があります。
- b 「① 種類」に、「住宅」や「共同住宅」等の記載があることを確認してください。
※住宅以外の店舗、事務所、車庫、倉庫等の記載のみでは申請できません。
- c 「③ 床面積」を確認します。
※床面積が階数ごとに分かれている場合は、合計した面積を確認してください。
※「住宅・店舗」のように記載されている場合は、住宅（住宅）部分の床面積をご自身で図面等から計算してください。
※被災後に増改築工事が行われた場合、対象となるのは被災時点の住宅(住宅)の床面積です。

権利部(甲区)

所有者について記載されている項目です。

- d 「受付年月日」に記載されている日付が平成23年3月11日より前であることを確認してください。
- e 「権利者その他の事項」に記載されている、被災時点の所有者を確認してください。
※所有者が確認できない場合には、別途「固定資産税の記載事項証明書」(P25参照)等が必要です。
※登記で確認できる所有者が法人の場合は対象外です。

※**登記事項証明書**で所有者の特定ができない場合や、**不動産登記**がされていない場合には、補修した被災住宅を被災時点で所有し、かつ現在(申請時点)でも所有していることを確認するため、別途 **以下の2種類の「固定資産の記載事項」を確認する書類(原本)**を提出いただく必要があります。

必要項目	【必要書類①】	【必要書類②】	備考
発行年度	平成23年度(2011年度)の書類であること*	申請時点で入手できる最新の書類であること	必要書類①と必要書類②の納税義務者が異なる場合、被災住宅の所有者は、必要書類①の納税義務者を所有者とします。
被災住宅の住所 <small>り災証明書等で確認できる住所と同じであること</small>	○	○	
納税義務者名	○	○	
被災住宅の種類 <small>居宅や共同住宅等であること</small>	○	○	
被災住宅の床面積	○	○	
自治体が発行したことが確認できること <small>公印等があること</small>	○	○	

- ・ 入手先：補修した被災住宅のある自治体より入手してください。
- ・ 発行手数料は各自治体にご確認ください。
- ・ 上記の必要項目が確認できる場合、書類の名称は問いません。
(書類例：評価額証明書、公課証明書、名寄帳の写し 等)

*平成23年度の固定資産税の記載事項証明書等が、行政文書の管理に関する法律により入手できない場合、自治体が発行可能な最古の年度の固定資産を確認する書類と当制度専用の書類を提出いただくことで、申請可能となる場合があります。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

D

補修した被災住宅に居住していることを示す 住民票の写し（届出避難場所証明書）

原本

入手方法

補修した被災住宅のある自治体より入手してください。
発行手数料は各自治体にご確認ください。
住民票の写しは、個票または世帯票（連記式）の提出でも構いません。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・補修した被災住宅に居住していること
※共同申請の場合は、共同申請を行うすべての申請者の住民票が必要です。（ただし、補修した被災住宅への居住を要件としない「親孝行住宅再建支援」で申請される場合は除く）
※被災時点の被災住宅の所有者に代わる者がいる場合には、その者の住民票が必要です。
- ・（代表）申請者および共同申請者の氏名、住所、生年月日

- 「原本」を提出してください。 コピーでは申請できません。
「住民票の写し」の“写し”とは、“コピー”のことではありません。
自治体より入手した書類が「住民票の写し」です。
- 申請書提出時点で発行から3ヶ月以内のものに限ります。
住宅の引渡後に発行された住民票であることを確認してください。
- 各自治体によって書式・記載内容は異なります。
- 個人番号（マイナンバー）が記載されていない住民票の写しを提出してください。
記載された住民票の写しが提出された場合、事務局にてマスキング（黒塗り）等を行ったうえで申請受付を行います。

住民票の写し 個票の例

（代表）申請者および共同申請者の氏名と同じであることを
確認してください。

住 民 票						
宮城県〇〇市	氏名	復興 順一	世帯主	【省略】	続柄	【省略】
	住民票コード	【省略】				
	個人番号					
	生年月日	昭和50年4月10日	性別	男	住民となった日	平成26年4月15日
					改製日	平成26年4月15日転入
	住 所	宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号				
	本 籍	△△県△△市△△町△丁目△番△号	筆頭者	【省略】		
	前住所	宮城県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号				
	転出先	見 本				
	備 考					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明します。

平成26年4月〇〇日
宮城県〇〇市長 印

個人番号（マイナンバー）
が記載されていないこと
を確認してください。

補修した被災住宅の住所と
同じであることを確認してください。

住民票の発行が、申請書提出
時点で3ヶ月以内であること、
住宅の引渡後の発行日であること
を確認してください。

住民票の写し
世帯票の例

住民票

宮城県〇〇市 (01/01)

世帯主	復興 順一	住所	△△町1丁目1番1号		
氏名	復興 順一	生年月日	性別	続柄	住民となった日
本籍	△△県△△市△△町△△番△△号	昭和50年4月10日	男	妻	平成26年4月15日
筆頭者	復興 進	住民票コード	省轄		
前住所	宮城県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	住定年月日	平成26年4月15日	転入	
		届出年月日	平成26年4月15日	届出	
氏名	復興 順子	生年月日	性別	続柄	住民となった日
本籍	△△県△△市△△町△△番△△号	昭和56年10月20日	女	妻	平成26年4月15日
筆頭者	復興 進	住民票コード	省轄		
前住所	宮城県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	住定年月日	平成26年4月15日	転入	
		届出年月日	平成26年4月15日	届出	
氏名	復興 進	生年月日	性別	続柄	住民となった日
本籍	△△県△△市△△町△△番△△号	昭和20年8月1日	男	父	平成26年4月15日
筆頭者	復興 進	住民票コード	省轄		
前住所	宮城県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	住定年月日	平成26年4月15日	転入	
		届出年月日	平成26年4月15日	届出	
氏名	復興 ふみ	生年月日	性別	続柄	住民となった日
本籍	△△県△△市△△町△△番△△号	昭和22年1月4日	妻	母	平成26年4月15日
筆頭者	復興 進	住民票コード	省轄		
前住所	宮城県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	住定年月日	平成26年4月15日	転入	
		届出年月日	平成26年4月15日	届出	
氏名	***以下余白***	生年月日	性別	続柄	住民となった日
本籍					
筆頭者		住民票コード			
前住所		住定年月日			
		届出年月日			

(代表)申請者および共同申請者の
氏名と同じであることを確認して
ください。

住民票の発行が、申請書提出
時点で3ヶ月以内であることを
確認してください。

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇月〇〇日

宮城県〇〇市長

印

個人番号(マイナンバー)
が記載されていないこと
を確認してください。

E 住宅の補修に係る 工事請負契約書

コピー

入手方法

(代表)申請者および共同申請者（補修工事の発注者）と工事施工者との間で、取り交わした補修工事に係る契約書です。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・ 契約日
- ・ 契約内容（被災住宅の補修工事の記載があること）
- ・ 補修した被災住宅の住所
- ・ 工事代金（消費税率または消費税額の記載があること）
- ・ 発注者名及び押印
- ・ 請負者名及び押印

- 「コピー」を提出してください。原本を提出された場合、返却できないことがあります。
- はっきりと内容が確認できるようにコピーしてください。
- 契約変更した場合は、一番最初に締結した**契約（原契約）**についての**契約書のコピー**を提出してください。
- 契約書で、補修工事と判断できない場合、見積書や請求書等、工事内容が確認できる書類の提出を求める場合があります。
- 複数の事業者と契約した場合は、**各事業者ごとの契約書すべてのコピー**と別紙②「工事請負契約が複数の場合の工事確認書」（P60, 61参照）を提出してください。
- 同じ事業者と複数回補修工事を契約した場合は、**各工事ごとの契約書すべてのコピー**と別紙②「工事請負契約が複数の場合の工事確認書」を提出してください。
- 契約を取り交した工事施工者によって書式・記載内容は異なります。

【工事請負契約書のイメージ】

東日本大震災により所有する住宅に被害を受け代替建物を取得する場合の契約書において印紙税は非課税です。
※詳しくは税務署で確認してください。

発注者名と請負者名が記載されていることを確認してください。

契約内容が記載されていることを確認してください。

補修した被災住宅の住所（り災証明書や住民票等と一致）が記載されていることを確認してください。

増税後の消費税率であることを確認してください。

見本

8. 注文者と請負者とは、本契約に基づいて印鑑をすり取り、この契約書の裏面又は仕事前の印鑑をすり取ったものに基づいては、効力を発生させる。但し、前掲のものに基づいては注文者の前記に添付するものとする。

9. 請負者は工事に支障を及ぼす天候の不具合その他請負者の意図にあらざる事由により工事期間中に工事を完成することが出来ない場合は遅延なく注文者にその理由を申し立て、工事期間の延長を求める事が出来る。

10. 請負者は工事物件の引渡しに当たっては事故の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並びに第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない。

11. この契約に定められている事項については必要に応じて双方協議して定める。工事物件の引渡しの時期は天災その他事故なき限り第5条の通りとし、請負代金の全額支払いと同時にする。

12. (特約条項)

この契約の証として本書2通を作り、当事者が記名捺印して各1通を保存する

平成 〇〇年 〇月 〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

注文者 復興順一 ㊟

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

請負者 株式会社住宅リフォーム ㊟

契約日及び発注者名と請負者名、それぞれの記名・押印があることを確認してください。

F

実際に支払った補修工事金額を示す 領収書

コピー

入手方法

(代表)申請者および共同申請者（補修工事の発注者）が工事施工者へ代金の支払いが完了したときに受け取ります。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・補修工事の発注者（領収書の宛名）
- ・工事金額（消費税率または消費税額の記載があること）
- ・申請する補修工事の領収書であることの但し書き
- ・領収書の発行者名（工事施工者）及び押印
- ・収入印紙が貼ってあること

- 「コピー」を提出してください。原本を提出された場合、返却できないことがあります。
- はっきりと内容が確認できるようにコピーしてください。
- 支払った補修工事の金額が確認できる領収書を添付してください。
複数の事業者と契約をした場合や補修工事を複数回行った場合は、**各事業者毎の領収書または工事毎の領収書すべての提出**が必要です。
あわせて別紙②「工事請負契約が複数の場合の工事確認書」（P60, 61参照）を提出してください。
 - ・実際に支払った補修工事費と領収書の金額が同じであることを確認してください。
金額が異なる際は、確認のため連絡する場合があります。
 - ・補修工事の発注者（領収書の宛名）の記載があるかをご確認ください。
 - ・領収書の発行者名と契約書を締結した事業者名が同じであることを確認してください。
 - ・但し書きに、被災住宅の補修工事であることがわかる記載があることを確認してください。
- 事業者によって領収書の書式・記載内容は異なります。
- 実際に支払った金額に給付対象外の工事が含まれている場合、別途、領収明細（内訳書）等の提出を求める場合があります。対象外となる工事費を差し引いた金額が工事金額です。
- 金融機関の振込依頼書や振込金受取書では、原則、領収書の代わりとはなりません。

補修工事の発注者（領収書の宛名）が（代表）申請者名（共同申請者名）であることを確認してください。

補修工事金額が記載されていることを確認してください。

見本 領収書

No.000000
2014年●月●日

復興 順一様

¥1,458,000.-

但 外装補修工事として
上記正に領収いたしました

収入印紙

内訳	
税抜金額	1,350,000
消費税額等（8%）	
消費税込額	1,458,000

補修工事株式会社
〒000-0000
●●県○○市○○町00-00-000
☎000-000-0000

平成26年（2014年）4月1日以降の日付であることを確認してください。

被災住宅の補修工事であることが、但し書きに記載されていることを確認してください。

消費税額や消費税率等が記載されていることを確認してください。

補修工事を行った工事施工者の名称が記載されていること、及び押印されていることを確認してください。

G

被災住宅を補修したことを示す

補修工事証明書

※補修箇所について、【別紙】補修工事内容確認書に補修前・補修後の写真を貼付けして提出。

原本

入手方法

補修工事箇所の補修前、補修後の写真を用意し、建築士の資格を有する者、または被災住宅の補修に携わった工事施工者に補修工事証明書(【別紙】補修工事内容確認書を含む)を作成してもらいます。

・証明書の作成には費用がかかる場合があります。

必要項目

補修工事証明書では、以下の項目が確認できることが必要です。

- ・申請をする、補修工事を行ったすべての被災箇所
- ・(建築士の場合) : 証明書作成を行った建築士の氏名、事務所名、住所、電話番号、建築士免許登録番号、登録年月日と押印
- (施工者の場合) : 証明書作成を行った工事施工者の氏名、事業者名、住所、電話番号、建築業許可番号と押印

住まいの復興給付金制度

確認を行った者が記入。
※申請者は記入できません。

補 修 工 事 証 明 書

申請者	住 所	宮城県〇〇市△△町1-1-1
	氏 名	復興 順一
	所在地	宮城県〇〇市△△町1-1-1
	工事完了年月日	平成(令和) 31年 4月 19日

補修工事を行った被災箇所
補修工事を行った被災箇所をすべて記入し、被災箇所数に応じて(別紙)補修工事内容確認書をご提出ください。

番号	被災箇所	番号	被災箇所
	※被災した箇所を部屋毎に具体的に記入してください。		※被災した箇所を部屋毎に具体的に記入してください。
1	1階リビングの床	6	
2	1階寝室の内壁	7	
3		8	
4		9	
5		10	

上記の被災箇所について、「住まいの復興給付金制度」の対象となる補修工事が行われていたことを証明します。

証 明 年 月 日	令和 △△年 □□月 ○○日		
確認を行った者	工事施工者名 または 建築士事務所名	設計 一郎	
	所 在 地	宮城県△△市〇〇町3-3-3	
	電 話 番 号	022 - 777 - □□□□	
	許 可 番 号	<small>※確認を行った者が工事施工者で、建設業の許可を受けている場合は、許可番号を記入してください。</small> 建築業許可 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 () 第 () 号 いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> () 知事 () 第 () 号	
	担 当 者 名		

確認を行った者が建築士の場合は以下も記入してください。

確認を行った 建築士の情報	建築士免許	<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 二級建築士	<input type="checkbox"/> 木造建築士
	登録番号	123456	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	事務所の 種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士事務所	<input type="checkbox"/> 二級建築士事務所	<input type="checkbox"/> 木造建築士事務所
	登録年月日	昭和60年10月1日	登録番号	宮城県知事登録 第00000000号

見 本

令和元年5月版

■ 「**原本**」を提出してください。コピーでは申請できません。

- ・ 補修箇所の「補修前」と「補修後」の写真を用意し、書類の作成を依頼してください。
- ・ 複数回にわたって補修工事をした場合は、申請するすべての箇所を記入してもらってください。

建築士、または工事施工者の押印

作成した【別紙】補修工事内容確認書に、
建築士または、工事施工者の押印があることを
確認してください。

住まいの復興給付金制度

別紙 補修工事内容確認書

建築士記入書式
※申請者に記入できません。

確認を行った建築士 氏名	設計 一郎
被災箇所 (部屋毎に記入)	被災した箇所を具体的に記入してください。 1Fリビングの床
被災状況	被災した箇所の状況を具体的に記入してください。 浸水による床の腐食
補修方法	補修工事の内容を具体的に記入してください。(例：1Fリビングの内壁の張替え工事等) 床の張替え工事

補修工事前



補修工事後



事務局長使用欄(申請者は記入不要)

必要に応じて、この紙をコピーしてご使用ください。

番号 1

※「補修工事証明書」の「被災箇所」に
記載の番号を記入してください。
令和元年5月版

「補修工事証明書」および「補修工事内容確認書」
は、以下の方に作成を依頼してください。



または



撮影例



補修工事箇所の写真撮影について

撮影例を参考に、補修工事の内容がわかるように
撮影してください。

補修工事を行う、箇所毎の写真を添付します。
窓枠、外壁、玄関床等のように数か所ある場合は、
補修工事箇所毎の写真が必要です。

■被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類①

H

被災住宅の所有者との関係を示す

【補修】被災住宅所有者との関係確認書

原本

被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合に、必ず提出してください。該当しない場合は提出不要。

入手方法

住まいの復興給付金事務局ホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式を切り取り作成してください。

必要項目

すべての項目が確認できることが必要です。

■「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。（記入見本は巻末の書式集参照）

- ・必ず、住まいの復興給付金事務局が指定する書式を使用してください。
- ・（代表）申請者および共同申請者（被災時点の被災住宅の所有者に代わる者）は、補修した被災住宅に居住していることが必要です。

住まいの復興給付金制度

補修 被災住宅所有者との関係確認書

記入日 令和 元 年 5 月 7 日

(代表)申請者の情報
住所 〒 900 - 000X
宮城県〇〇市△△町 5 - 5 - 5
氏名 復興 順一 

死亡または行方不明の被災住宅の所有者に代わり、住宅の補修工事を行ったので、給付申請します。ついては、第三者からの同様な申請等、異議があった場合、一切の責任を負い、それらに関わる手続きを行います。

<被災住宅の所有者の情報>

① 氏名	フリガナ フッコウ	ススム
	氏 復興	名 進
② 被災時の被災住宅の住所	〒 900 - 000X 宮城県〇〇市△△町 5 - 5 - 5	
③ 生年月日	明治 大正  平成 20 年 8 月 1 日	

<被災住宅の所有者に代わる者の情報>

- 被災時に被災住宅に居住していた者であること
- ②に居住する者であること

④ 氏名 ※(代表)申請者氏名と同じ場合も記入	フリガナ フッコウ	ジュンイチ
	氏 復興	名 順一
⑤ ①との続柄	長男	
⑥ 生年月日	明治 大正  平成 50 年 4 月 10 日	

※個人情報、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。
第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

見本

令和元年5月版

■被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類③

J 被災時点の被災住宅の所有者に代わる者が
被災住宅に居住していたことが証明できる書類

原本

被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合には、①の書類に加えて、必ず J-1 または J-2 の書類、いずれか1点を提出してください。該当しない場合は、提出不要。

※「補修した被災住宅に関する書類」の「住民票の写し」で確認できる場合は、提出不要。

J-1 住民票の写し(除票も含む)

入手方法

被災時点の被災住宅の所有者に代わる者が居住していた自治体より入手してください。P26「D 住民票の写し」で確認できる場合は、提出は不要です。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・氏名、住所
- ・被災時点の居住
- ・発行日

■「原本」を提出してください。

コピーでは申請できません。

- ・被災後も移転していない場合、または同一市区町村内で移転の場合は、**現在の住民票の写し**を提出してください。
- ・被災後、別の市区町村に移転した場合には、**被災時点の住民票(除票含む)の写し**を提出してください。

■ 各自治体によって書式・記載内容は異なります。

J-2 戸籍の附票の写し

入手方法

本籍のある自治体より入手してください。発行手数料は各自治体にご確認ください。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・氏名、住所
- ・被災時点の居住
- ・発行日

■「原本」を提出してください。

コピーでは申請できません。

■ 各自治体によって書式・記載内容は異なります。

■親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類

K

被災住宅の補修工事を支援したことを申し出る
親孝行住宅再建支援申出書

原本

入手方法

住まいの復興給付金事務局ホームページからダウンロードするかこの手引きの書式を切り取り作成してください。

必要項目

すべての項目が確認できることが必要です。

■「原本」を提出してください。

コピーでは申請できません。

必ず、住まいの復興給付金事務局が指定する書式を使用してください。

(記入見本は巻末の書式集を参照)

■複数の者が親孝行住宅再建支援をする場合は、それぞれ提出してください。

該当しない場合は、提出不要。

住まいの復興給付金制度
親孝行住宅再建支援申出書
記入日 令和 6 年 5 月 7 日

申出者本人の情報
住 居 〒900-000X
宮城県〇〇市△△町8-8-8
氏 名 復興 順一

下記に記載する父母・祖父母等(被災住宅の所有者)が居住するための住宅の再建(建築・購入または補修)を支援したことを申し出ます。

<再建した住宅の居住者(被災住宅の所有者等)の情報>

① 氏 名	フリガナ フクコウ	氏 名	復興 順一	名 のぞみ
② 再建した住宅の住所	〒000-0000 千歳県〇〇市△△町1-1-1 千歳〇〇ビューステーション B棟503			
③ 生年月日	昭和 22 年 1 月 4 日			
④ 申出者との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他() <small>*直系尊属とは、申出者の親またはその世代にあたる人を指し、父、母、祖父の地位が継承されていることをいいます。(親族者の最高親族が、養親となる場合があります。)</small>			

※個人情報は、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。
※訂正から戻稿、申し立てがあった場合、本課認事係が取り寄せた書類を提出することがあります。
※申請は、申請書ととも申請料を必ずお支払いください。再建支援金として交付申請することはありません。

復興給付金(申請書は記入不要) **見本** 令和6年5月版

L

被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類
戸籍全部事項証明書等

原本

入手方法

本籍のある自治体より入手してください。
発行手数料は各自治体にご確認ください。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。
・被災住宅の所有者と補修工事の発注者の関係が示されていること。
(直系尊属*であることを確認)

*直系尊属とは、自分より前の世代にあたる人たちの直系血族のことで、父母、祖父母、曾祖父母等が直系尊属に該当。養子の場合の養父母も含まれます。(P9参照)

■「原本」を提出してください。

コピーでは申請できません。

■各自治体によって書式・記載内容は異なります。

※被災住宅の所有者と(代表)申請者および共同申請者の関係がわかるものであれば「除票の写し」でも代替することができます。

※祖父母との関係は、(代表)申請者および共同申請者本人の戸籍では確認できない場合があります。その場合は、父母の戸籍全部事項証明書を提出してください。

該当しない場合は、提出不要。

電算後の戸籍全部事項証明書(現在の戸籍簿と)の様式 (1の1) 全部事項証明

本 籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番
氏 名	〇〇 太郎
戸籍事項	【改製日】平成〇〇年〇〇月〇〇日 【改製事由】平成〇〇年法律第〇〇号別表第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【配偶者区分】夫 【父】〇〇 雄 【母】〇〇 裕子 【続柄】長男
身分事項	【出生日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【出生地】〇〇県〇〇市 【届出日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】平成△△年△△月△△日 【配偶者氏名】〇〇 幸子 【従前戸籍】〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 雄
戸籍に記載されている者	【名】幸子 【生年月日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【配偶者区分】妻 【父】〇〇 次郎 【母】〇〇 由紀 【続柄】次女
身分事項	【出生日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【出生地】〇〇県△△市 【届出日】昭和〇〇年〇〇月△△日 【届出人】母
婚 姻	【婚姻日】平成△△年△△月△△日 【配偶者氏名】〇〇 太郎 【従前戸籍】〇〇県△△市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 次郎

以下余白

見本 印

申請書を作成する

住まいの復興給付金

3

記入見本を参考に申請書を作成しましょう。

こちらでは、「補修」の申請書の記入の仕方を確認します。「建築・購入」で申請される方は、申請の手引き【建築・購入】用を参照ください。



15 申請書の記入方法について

(1) 表紙

提出の必要はありませんが、申請上の注意事項が記載されています。記載されている内容を確認した上で、申請書を作成してください。

住まいの復興給付金制度

提出不要

補修

申請する前に確認してください

対象者の要件

東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)を被災時点より所有し、引上げ後の消費税率が適用される期間に、その被災住宅の補修工事を発注し、その住宅に居住していること。

被災住宅とは

東日本大震災により被害が生じ、り災証明書等で被害の認定を受けた住宅、または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅

- 補修工事費が100万円(税抜)以上である場合、給付申請を行うことができます。
- 申請期限は、補修した被災住宅の引渡日から1年以内です。
(複数回補修工事をした場合は、最終工事の引渡日から1年以内)
- (代表)申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。
(1度給付申請をした後、新たに補修工事を実施しても申請することはできません)
- 1つの被災住宅を複数回補修工事した場合は、まとめて申請をしてください。
- 「補修」の給付申請を行った(代表)申請者および共同申請者が「建築・購入」の申請をすることはできません。
- すまい給付金(全国向け措置・国土交通省所管)との併用はできません。

共同申請とは

対象者の要件すべてを満たしていない場合でも、下記 A、B に該当する場合、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)することで、給付申請することができます。

A 被災時点の被災住宅の所有者と補修工事の発注者が異なる場合

※被災時点の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は関係確認書等(別紙1/5枚目 1 参照)を提出してください。

B 補修工事の発注者が複数である場合

- 共同申請する申請者は、補修した被災住宅に共に居住していることが要件となります。
※補修した被災住宅に居住していない場合でも、親孝行住宅再建支援の要件に該当する方は共同申請できる場合があります。詳しくは「別紙④共同申請者申告書」を参照してください。
- 共同申請する場合、補修工事の発注者である代表1名を代表申請者とし、給付金を受領してください。
- すべての共同申請者情報について「別紙④共同申請者申告書」に記入し、提出してください。

申請書類の記入・提出にあたって

- 申請書は、必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入してください。
- 申請書の該当する項目の に を入れてください。
- 指定する添付書類の記載内容と申請書の記入内容が一致しているか確認してください。
- 申請書類はコピーをとり、お手元に保管してください。
- 申請書類は原則A4サイズとし、コピーで提出する書類は文字がはっきり読みとれるものを提出してください。
- 必要な申請書類がすべて揃っていない場合は申請の受付が行われません。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受け付けできません。)

住まいの復興給付金事務局

申請書類の送付先

〒983-8799 仙台東郵便局 私書箱15号
住まいの復興給付金申請係

問い合わせ先 0120-250-460 フリーダイヤル(無料) 9:00 ~ 17:00(土・日・祝日除く)
IP電話等からのご利用の場合(有料) 022-745-0420 ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

令和元年5月版

(2) 申請書1/5枚目:申請書類チェックシート

- 申請書類のチェックシートです。申請書類が揃っているかを確認してください。また、必ず申請書の表紙として申請書と一緒に提出してください。

記入見本①

住まいの復興給付金制度

1 / 5 枚目

補修 申請書類チェックシート

提出前に申請書類が揃っているかをご確認ください。記入後はこちらの書類もご提出ください。

申請に必要な書類が揃っているかを確認し、 にチェックをしてください。

		確認の上、チェック	
【補修】「住まいの復興給付金申請書」* <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 右記それぞれの条件に該当する場合、別紙をさらに追加で提出する必要があります。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ●被災住宅の所有者が補修工事の発注者(代表申請者)と異なる 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は別紙①共同申請者申告書の提出は不要。下記①の書類を別途ご用意ください ●被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の補修を支援した場合、別紙①共同申請者申告書と下記②の書類を追加でご用意ください ●補修工事の発注者が複数である ●分離発注など、工事請負契約が複数である 	別紙①「【補修】共同申請者申告書」* 別紙②「【補修】工事請負契約が複数の場合の工事確認書」*	原本 <input checked="" type="checkbox"/> 1 原本 <input checked="" type="checkbox"/> 2 原本 <input type="checkbox"/> 3	1 2 3
給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる「通帳等の記載面」 ※共同申請の場合は代表申請者のもの		コピー <input checked="" type="checkbox"/> 4	4
住宅が被災したことを示す「り災証明書等」 原子力災害による避難指示区域等内にある場合は添付不要。		コピー <input checked="" type="checkbox"/> 5	5
補修した被災住宅に関する書類	補修した被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※被災時点より被災住宅を所有していることが確認できるもの	原本 <input checked="" type="checkbox"/> 6	6
	補修した被災住宅に居住していることを示す「住民票の写し」 ※別紙①共同申請者申告書の提出が必要な場合、代表申請者および共同申請者全員の居住がわかる「住民票の写し」を添付	原本 <input checked="" type="checkbox"/> 7	7
	住宅の補修に係る「工事請負契約書」 ※分離発注で補修工事を行った場合、各事業者の契約書を全て提出 ※1つの被災住宅につき補修工事を複数回行った場合、その工事の契約書を全て提出	コピー <input checked="" type="checkbox"/> 8	8
	実際に支払った工事金額を示す「領収書」 ※分離発注で補修工事を行った場合、各事業者の領収書を全て提出 ※1つの被災住宅につき補修工事を複数回行った場合、その工事の領収書を全て提出	コピー <input checked="" type="checkbox"/> 9	9
補修したことを示す「補修工事証明書」* ※補修箇所について、【別紙】補修工事内容確認書に補修前・補修後の写真を貼付けて提出		原本 <input checked="" type="checkbox"/> 10	10
1 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類			3
被災住宅の所有者との関係を示す「関係確認書」*		原本 <input type="checkbox"/> 11	11
被災住宅の所有者の死亡または行方不明であることが証明できる書類 例:「住民票の除票の写し」(個票)、「戸籍全部事項証明書」等		原本 <input type="checkbox"/> 12	12
被災住宅の所有者に代わる者が被災時点で被災住宅に居住していたことが証明できる書類 例:「住民票の写し(除票も含む)」、「戸籍の附票の写し」等 ※上記「補修した被災住宅に関する書類」の「住民票の写し」で確認できる場合は提出不要		原本 <input type="checkbox"/> 13	13
2 親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類 ※詳しくは別紙①共同申請者申告書を参照			4
被災住宅の補修を支援したことを申し出る「親孝行住宅再建支援申出書」*		原本 <input type="checkbox"/> 14	14
被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 例:「戸籍全部事項証明書」等		原本 <input type="checkbox"/> 15	15

※ *の書類は、事務局指定の書式を使用してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

申請書類はコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

2 枚目につきます

令和元年5月版

- 38 -

記入方法①

記入にあたって

- 必ず黒のボールペン（消えないペン）で記入してください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。（訂正印がない場合は受け付けできません）
- 押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。電子印鑑は使用できません。
- 提出された申請書類は返却できませんので、申請書類はコピーを取り保管してください。

訂正の例

~~間違えた記入~~

1 申請書類の種別(原本またはコピー)を確認してください。

- 提出いただく書類は「原本」または「コピー」の種別の指定があります。用意いただいた書類の種別に、誤りがないかどうかを、必ず確認してください。

2 提出前に申請に必要な書類が揃っていることを確認し、チェックをしてください。

- 申請書(1/5～5/5枚までの5枚)が揃っていることを確認して、① にチェックをしてください。
 - 被災住宅の所有者と補修工事の発注者が異なる場合や補修工事の発注者が複数名の場合で、共同申請する方は、別紙①「【補修】共同申請者申告書」があることを確認して② にチェックをしてください。
 - 分離発注など工事請負契約が複数の場合は、別紙②「【補修】工事請負契約が複数の場合の工事確認書」があることを確認して③ にチェックをしてください。
※複数の補修工事の発注者が、複数の工事施工者と契約している場合は、別紙①と別紙②の両方を提出する必要があります。
- ④ から⑩ までの添付書類は、申請されるすべての方に提出いただく書類です。すべて揃っているかを確認し、チェックをしてください。

3 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合には、⑪ と⑫ および⑬の書類があることを確認してください。(該当しない場合は提出不要)

※「【補修】被災住宅所有者との関係確認書」(P32参照)は、住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式を使用してください。

4 親孝行住宅再建支援の場合には、⑭ と⑮ の書類があることを確認してください。(該当しない場合は提出不要)

※「親孝行住宅再建支援申出書」(P35参照)は、住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式を使用してください。

(3) 申請書2/5枚目

- (代表)申請者の情報を記入していただく申請書です。
- 手続代行者が申請する場合は、(代表)申請者に加え手続代行者の情報も記入してください。

記入見本②

住まいの復興給付金制度

2 / 5 枚目

補修

住まいの復興給付金申請書

①申請者の情報を記入してください。共同で申請する場合はその代表となる申請者が記入してください。

①(代表)申請者情報 本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。

記入日	令和 △△年 □□月 ○○日															
(代表)申請者氏名 (補修工事の)発注者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">フリガナ フッコワ</td> <td style="width: 50%;">フリガナ ジュンイチ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(復興)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">復興</td> <td style="text-align: center;">順一</td> </tr> </table>	フリガナ フッコワ	フリガナ ジュンイチ	(復興)	復興	順一										
フリガナ フッコワ	フリガナ ジュンイチ	(復興)														
復興	順一															
補修した被災住宅の住所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">フリガナ</td> <td style="width: 60%;">フリガナ</td> <td style="width: 20%;">フリガナ</td> </tr> <tr> <td>〒 900-000×</td> <td>ミヤギ 宮城</td> <td>都道府県 〇〇</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>△△チョウ</td> <td>市区 〇〇</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>△△町1-1-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物名</td> <td colspan="2">部屋番号</td> </tr> </table>	フリガナ	フリガナ	フリガナ	〒 900-000×	ミヤギ 宮城	都道府県 〇〇	フリガナ	△△チョウ	市区 〇〇	フリガナ	△△町1-1-1		建物名	部屋番号	
フリガナ	フリガナ	フリガナ														
〒 900-000×	ミヤギ 宮城	都道府県 〇〇														
フリガナ	△△チョウ	市区 〇〇														
フリガナ	△△町1-1-1															
建物名	部屋番号															
電話番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">自宅 022 - 222 - ××××</td> <td style="width: 33%;">携帯 090 - 1111 - ××××</td> </tr> </table>	自宅 022 - 222 - ××××	携帯 090 - 1111 - ××××													
自宅 022 - 222 - ××××	携帯 090 - 1111 - ××××															
生年月日	明治 (大正) (昭和) (平成) (令和) 50年4月10日															

②手続代行者がいる場合、下記に記入してください。補修工事の発注者本人が申請を行う場合、記入不要です。

手続代行者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業者名</td> <td style="width: 50%;">支店名</td> </tr> <tr> <td>株式会社住宅リフォーム</td> <td>仙台支店</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td>担当者連絡先</td> </tr> <tr> <td>改築 建二</td> <td>022 - 202 - ××××</td> </tr> <tr> <td>〒 980-000×</td> <td>宮城 仙台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県 市区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">宮城野区□□町4-4-4</td> </tr> </table>	事業者名	支店名	株式会社住宅リフォーム	仙台支店	担当者名	担当者連絡先	改築 建二	022 - 202 - ××××	〒 980-000×	宮城 仙台		都道府県 市区	宮城野区□□町4-4-4	
事業者名	支店名														
株式会社住宅リフォーム	仙台支店														
担当者名	担当者連絡先														
改築 建二	022 - 202 - ××××														
〒 980-000×	宮城 仙台														
	都道府県 市区														
宮城野区□□町4-4-4															

事務局使用欄(申請者は記入不要)

3枚目につづきます

令和元年5月版

- 40 -

記入方法②

5 申請書を作成した日を記入してください。

6 申請書の同意事項（申請書の7枚目）をお読みになり同意の上、（代表）申請者（補修工事の発注者）本人が記名・押印してください。

- 以下の添付書類に記載されている氏名と同じであることを確認してください。
 - ・補修した被災住宅に居住している申請者の「住民票の写し」（P26参照）
 - ・被災住宅の補修工事請負契約書（P28参照）
- フリガナも必ず記入してください。
- 補修工事を複数の者で発注し、共同で申請する場合には、1名を代表申請者とし、本人が記名・押印するとともに、氏名記入欄の下にある「補修工事を複数の者で発注しており、共同で申請する場合」にチェックをしてください。チェックをした場合は、別紙①「【補修】共同申請者申告書」（P56～59参照）も記入してください。
- 押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。電子印鑑は利用できません。

7 補修工事を行った被災住宅の住所を記入してください。

- 「り災証明書等」（P23参照）に記載されている住所と同じであることをご確認ください。原子力災害による避難指示区域等内にある住宅の場合は、被災住宅の住所を記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。共同住宅等の場合は、建物名、部屋番号も必ず記入してください。
- 住まいの復興給付金事務局からの通知書等は、10 で指定していない場合、この住所に送付されます。

8 （代表）申請者の電話番号を記入してください。

- 申請内容の確認等のため連絡する場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

9 （代表）申請者の生年月日を記入してください。

- 「住民票の写し」（P26参照）に記載されている生年月日と同じであることをご確認ください。

10 （代表）申請者に対する住まいの復興給付金事務局からの通知書等の受取先として、7 の補修した被災住宅の住所以外を指定する場合のみ記入してください。

- 7 と同じ場合は記入不要です。
- 住所は省略せず、建物名、部屋番号も必ず記入してください。

記入見本②

住まいの復興給付金制度

2 / 5 枚目

補修

住まいの復興給付金申請書

①申請者の情報を記入してください。共同で申請する場合はその代表となる申請者が記入してください。

①(代表)申請者情報		本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。	
記入日	令和 △△年 □□月 ○○日		
(代表)申請者の(住民票、契約書)で確認できる氏名を本人が記名・押印。	(代表)申請者氏名 (補修工事の発注者)	フリガナ	フッコウ ジュンイチ
		氏名	復興 順一 (復興)
<input checked="" type="checkbox"/> 補修工事を複数の者で発注しており、共同で申請する場合		別紙①「共同申請者申告書」も記入	
(代表)申請者の(住民票、防災証明書等)で確認できる住所または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅はその住所を記入。 建物名、部屋番号を省略せず記入。	補修した被災住宅の住所	フリガナ	ミヤギ ○○○
		〒	900-000× 宮城 都道府県 ○○ (市) 郡区
		フリガナ	△△チョウ
		フリガナ	△△町1-1-1
フリガナ	建物名 部屋番号		
日中に連絡が取れる番号をいずれか必ず記入。	電話番号	自宅	022 - 222 - ×××× 携帯 090 - 1111 - ××××
(代表)申請者の(住民票)等で確認できる生年月日を記入。	生年月日	○明治 ○大正 ○昭和 ○平成 ○令和 50年4月10日	
補修した被災住宅の住所と異なる場合のみ記入。(事務局からの郵送物の送り先となります。)建物名、部屋番号を省略せず記入。	〒	都道府県	市郡区 建物名 部屋番号

②手続代行者がいる場合、下記に記入してください。補修工事の発注者本人が申請を行う場合、記入不要です。

②手続代行者情報		本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。	
必ず手続代行者本人が記名・押印してください。 記載がある場合、書類の不備などの連絡は、手続代行者に行います。	手続代行者	事業者名	① 株式会社 住宅リフォーム
		担当者名	③ 改築 建二
		支店名	⑤ ② 仙台支店
		事業者連絡先	④ 022 - 202 - ××××
〒	⑥ 980-000× 宮城 都道府県 仙台 (市) 郡区	宮城野区□□町4-4-4	

事務局使用欄(申請者は記入不要)

3枚目につづきます

令和元年5月版

記入方法②

11 (代表)申請者および共同申請者から申請の委任を受けた手続代行者がいる場合のみ記入してください。

- (代表)申請者本人が申請する場合には、以下 ①～⑥ の記入は不要です。
- 行政書士でない者が、給付金申請書作成の対価を得ることは行政書士法に違反することとなります。
- 記入漏れがあった場合は、(代表)申請者に連絡を取らせていただく場合があります。

① 手続代行者が所属する事業者の名称を記入してください。

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合は、記入不要です。

② 手続代行者が所属する事業者の支店・事業所などの名称を記入してください。

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合や支店・事業所などがいない場合は、記入不要です。

③ 手続代行者本人が記名してください。

- ・事業者が手続代行を行う場合は、担当者本人が記名してください。
- ・申請内容の確認などで、住まいの復興給付金事務局より不備等の連絡をする場合は、ここに記入された手続代行者宛に行います。

④ 手続代行者の電話番号を記入してください。

- ・申請内容の確認のため連絡する場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

⑤ 手続代行者（個人または担当者）の印鑑を押印してください。

- ・押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。
電子印鑑は使用できません。

⑥ 手続代行者が所属する事業者の支店・事業所などの住所を記入してください。

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合は、郵送物を受け取ることができる住所を記入してください。
- ・住所は省略せずに記入してください。
- ・共同住宅等の場合は、建物名、部屋番号も必ず記入してください。
- ・書類に不備があった場合など、住まいの復興給付金事務局より書類を郵送する場合に使用します。

(4) 申請書3/5枚目

- 補修した被災住宅について記入していただく申請書です。
- 添付書類を参考に記載する項目があるため手元にご用意の上、記入してください。

記入見本③

住まいの復興給付金制度

補修

住まいの復興給付金申請書

3 / 5 枚目

③ 給付対象となる補修した被災住宅について記入してください。

③ 補修した被災住宅情報

補修した被災住宅の住所	① (代表) 申請者情報の『補修した被災住宅の住所』と同じ				
補修した被災住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表) 申請者氏名』と同じ <input checked="" type="checkbox"/> ②『(代表) 申請者氏名』と異なる → 別紙①「共同申請者申告書」も記入。 <small>※死亡または行方不明の場合は記入不要。別途、(補修)関係確認書等を添付してください。</small>				
床面積	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積) ① 90.00 m ² → ア 店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床 ② . m ² → イ				
被災住宅の種別	東日本大震災による被害が生じた住宅 (り災証明書等が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 全壊または流出 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水 <input type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある住宅 (り災証明書等は不要)				
契約を締結した工事施工者	<input checked="" type="checkbox"/> ① 1つの契約で補修を実施 (下記に契約した事業者名を記入してください。) <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">株式会社 住宅リフォーム</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid #ccc;">担当者名 改築 建二</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid #ccc;">担当者連絡先 022 - 202 - ××××</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">契約日 平成 26年 4月 15日 令和</td> <td style="border-bottom: 1px solid #ccc;">引渡日 平成 26年 5月 10日 令和</td> </tr> </table> </div> <input checked="" type="checkbox"/> ② 複数の契約で補修を実施 <small>※複数の契約で住宅を補修した場合、および分離発注を行った場合等はこちらをチェック。</small> → 別紙②「工事請負契約が複数の場合の工事確認書」も記入	担当者名 改築 建二	担当者連絡先 022 - 202 - ××××	契約日 平成 26年 4月 15日 令和	引渡日 平成 26年 5月 10日 令和
担当者名 改築 建二	担当者連絡先 022 - 202 - ××××				
契約日 平成 26年 4月 15日 令和	引渡日 平成 26年 5月 10日 令和				

事務局使用欄 (申請者は記入不要)

4 枚目につづきます

令和元年5月版

補修した被災住宅の「不動産登記」で確認できる被災時点からの所有者を選択。

補修した被災住宅の「不動産登記」で確認できる被災時点の床面積を記入。

「り災証明書等」で確認できるり災状況(程度)等または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅であるかを選択。

「契約書」で確認できる事業者名等を記入。

12

13

14

15

記入方法③

12 補修した被災住宅の所有者に該当する項目にチェックをしてください。

- 申請書2/5枚目に記入した(代表)申請者の氏名 6 が、被災時点の被災住宅の所有者と同じ場合には、上段の「(代表)申請者氏名と同じ」にチェックをしてください。異なる場合は下段「(代表)申請者氏名と異なる」にチェックをして、別紙 ① 「【補修】共同申請者申告書」(P56~59参照)も記入、提出してください。

※被災時点の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合、別紙 ① の記入は不要ですが、別途「【補修】被災住宅所有者との関係確認書」(P32, および書式集参照)等、申請書1/5枚目に記載されている3点の書類を提出してください。

※被災時点の被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書」(P24参照)の権利部(甲区)で所有者を確認してください。

事項	
年月日・受付番号	権利者のその他の事項
○年○月○日 ○○号	所有者 ○○市○○区○○町△△△△番△△号 復興 順一

13 不動産登記で確認できる被災時点の被災住宅の床面積を記入してください。

- 不動産登記の表題部に記載のある、建物の床面積の合計を ① に記入してください。マンション等の共同住宅の場合は、専有部の床面積を記入してください。
- 不動産登記の表題部「①種類」で住宅に加えて店舗等の記載がある店舗併用住宅、事務所併用住宅等の場合は、住宅部分のみの床面積を ② に記入してください。

表題部(主である建物の表示)		調整	空白	不動産番号	○○○○○○○○
所在回番号	空白				
所在	宮城県○○市△△町1丁目1番		空白		
家屋番号	1番1号		空白		
①種類	②構造	③床面積	原因及びその日付(登記の日付)		
住宅	木造かわらぶき造	1階 45.00 2階 45.00	平成26年4月〇日新築 (平成26年4月〇日)		
所有者	宮城県○○市△△町1丁目1番 復興順一				

※住宅、店舗のように複数の用途がある場合、不動産登記に、それぞれの床面積は記載されていませんので、ご自身で図面等から計算してください。(次ページ参照)

14 被災住宅の種別にチェックをしてください。

- 東日本大震災による被害が生じた住宅の「り災証明書等」をお持ちの方は、り災証明書等に記載されている「被害の程度」と同じ項目にチェックをしてください。
- 原子力災害による避難指示区域等内に住宅がある方は、「原子力災害による避難指示区域等内にある住宅」にチェックをしてください。

15 補修工事の契約を締結した工事施工者の情報を記入してください。

- 1つの契約で補修工事を行った場合は、「1つの契約で補修を実施」にチェックをして、その事業者名と担当者名、担当者連絡先を記入してください。その下段には、補修工事契約書に記載されている契約日と補修工事を行った工事施工者から引渡しを受けた日を記入してください。
- 同一の工事施工者と複数回の補修工事を行った場合は、「複数の契約で補修を実施」にチェックをして、別紙 ② 「【補修】工事請負契約が複数の場合の工事確認書」(P60, 61参照)に、補修工事毎に契約日、引渡日、消費税率、工事金額を記入してください。
- 複数の工事施工者と補修工事を行った場合は、「複数の契約で補修を実施」にチェックをして、別紙 ② 「【補修】工事請負契約が複数の場合の工事確認書」(P60, 61参照)に補修工事毎の施工者名、担当者、連絡先、契約日、引渡日、消費税率、工事金額、そして合計金額を記入してください。

記入方法③

<参考> 床面積の記入参考例

■ 建物の不動産登記の表題部「①種類」が「居宅」の場合

表題部	(主である建物の表示)	調製	空白	不動産番号	0000000000
所在図番号	空白				
所在	宮城県〇〇市△△町5丁目5番5		空白		
家屋番号	5番5号		空白		
①種類	居宅	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその日付(登記の日付)	
			1階 46.47	(平成26年4月〇日)	
			2階 47.53		
所有者	宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号 復興 順一				

種類が「居宅」の場合は、
申請書の **ア** に床面積の合計を記入。
イ への記入は不要です。

③ 補修した被災住宅情報

補修した被災住宅の住所 ①(代表)申請者情報の「補修した被災住宅の住所」と同じ

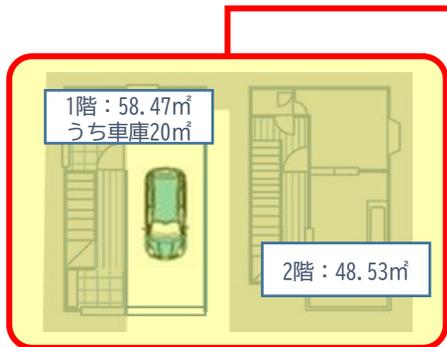
補修した被災住宅の所有者 ①「(代表)申請者氏名」と同じ
 ①「(代表)申請者氏名」と異なる → 別紙④「共同申請者(※死亡または行方不明)別添(補修)関係書類」を提出してください。

床面積 登記の表題部に記載されている床面積の合計(マンション等共同住宅は専有部の床面積) **94.00㎡** → **ア**
店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 **記入不要イ**

■ 建物の不動産登記の表題部「①種類」に居宅以外(居宅・車庫や居宅・店舗等)が含まれる場合

表題部	(主である建物の表示)	調製	空白	不動産番号	0000000000
所在図番号	空白				
所在	宮城県〇〇市△△町5丁目5番5		空白		
家屋番号	5番5号		空白		
①種類	居宅・車庫	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその日付(登記の日付)	
			1階 58.47	(平成26年4月〇日)	
			2階 48.53		
所有者	宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号 復興 順一				

種類が「居宅・車庫」の場合は、
申請書の **ア** に登記に記載されている
床面積の合計を記入。



③ 補修した被災住宅情報

補修した被災住宅の住所 ①(代表)申請者情報の「補修した被災住宅の住所」と同じ

補修した被災住宅の所有者 ①「(代表)申請者氏名」と同じ
 ①「(代表)申請者氏名」と異なる → 別紙④「共同申請者(※死亡または行方不明)別添(補修)関係書類」を提出してください。

床面積 登記の表題部に記載されている床面積の合計(マンション等共同住宅は専有部の床面積) **107.00㎡** → **ア**
店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 **87.00㎡** → **イ**

図面等で確認できる1階の車庫分(20㎡)を除いた床面積と2階の床面積の居宅部分合計を **イ** に記入します。

記入方法③

■ 表題部で、居宅部分と附属建物(車庫等)の床面積が別々に記載されている場合

用途	種類	構造	床面積 (㎡)	原因及びその日付(登記の日付)
居宅	軽量鉄骨造瓦葺2階建	1階	109.26	平成11年6月1日新築 〔平成11年6月2日〕
		2階	35.72	
余白				
表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその日付(登記の日付)
1)	車庫	木造スレート葺平屋建	17.95	余白

登記に記載されている「居宅」のみの床面積合計を申請書の **ア** に記入。
イ への記入は不要です。

③ 補修した被災住宅情報

補修した被災住宅の住所	①(代表)申請者情報の「補修した被災住宅の住所」と同じ
補修した被災住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> ①「(代表)申請者氏名」と同じ <input checked="" type="checkbox"/> ①「(代表)申請者氏名」と異なる
床面積	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積) 144.98 ㎡ → ア 店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 記入不要イ



(5) 申請書4/5枚目

- 給付申請額と給付金の情報を記入していただく申請書です。
- 添付書類を参考に記入する項目があるため手元にご用意の上、記入してください。

記入見本④

4 / 5 枚目

住まいの復興給付金制度 補修 住まいの復興給付金申請書

④給付申請額を計算してください。

④ 給付申請額 AとBのどちらか少ない方の金額が給付申請額となります。

A 被災時点の被災住宅の床面積と、り災状況に応じた給付単価を掛けた額

住宅部分の床面積※1	契約時の消費税率※2	り災状況等	給付単価
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ア または イ 90.00 m² </div>	<input checked="" type="checkbox"/> 8% の場合	<input checked="" type="checkbox"/> ② または流出	1,680円
		<input type="checkbox"/> 大規模半壊	1,650円
		<input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水	1,380円
		<input type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水	840円
		<input type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある	1,680円
	<input checked="" type="checkbox"/> 10% の場合	<input type="checkbox"/> 全壊または流出	2,800円
		<input type="checkbox"/> 大規模半壊	2,750円
		<input type="checkbox"/> 半壊または床上浸水	2,300円
		<input type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水	1,400円
		<input type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある	2,800円

※1 3/5枚目の③補修した被災住宅情報の床面積②を記入。(店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合は住宅部分の床面積②を記入。)

※2 契約書が複数ある場合、契約日が一番古い契約書の消費税率としてください。

被災時点の被災住宅の床面積と、り災状況に応じた給付単価を掛けた額

A 百万 十万 万 千
,124,000円
*千円未満切捨て

B 実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額

消費税率が8%の場合

実際に支払った補修工事費 (領収書の税込金額)

C-1 億 千万 百万 十万 万 千 ※3
4,320,000円

実際に支払った補修工事費の税抜合計

C-1 億 千万 百万 十万 万 千
4,000,000円
*1円未満切捨て

増税分 8%時 実際に支払った消費税増税分

D-1 百万 十万 万 千
120,000円
(増税3%分) *1円未満切捨て

増税分 10%時 実際に支払った消費税増税分

D-2 百万 十万 万 千
,000円
(増税5%分) *1円未満切捨て

【税抜合計】= (実際に支払った補修工事費の税込合計 C-1) ÷ 1.08

【税抜合計】= (実際に支払った補修工事費の税込合計 C-2) ÷ 1.10

B 百万 十万 万 千
,120,000円
*千円未満切捨て

支払った消費税額が8%の場合(D-1)の金額を記入、10%の場合(D-2)の金額を記入。
 実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額
 補修工事費の支払いが、消費税率8%時と10%時にまたがった場合、それぞれの税抜金額から(D-1)と(D-2)の金額を計算した上で、その合計額をBに記入。

AとBのうち 少ない方の金額を記入 給付申請額

AとBのうち 百万 十万 万 千
,120,000円
*千円未満切捨て

※3「領収書」で確認できる実際に支払った補修工事費の税込合計を記入。領収書が複数ある場合は合算して記入。

事務局使用欄 (申請者は記入不要)

5 枚目につぎます
令和元年5月版

記入方法④

16 住宅部分の床面積を記入してください。

- 申請書の3/5枚目「③補修した被災住宅情報」の床面積 **ア** に記入した床面積を記入してください。
店舗、事務所、車庫、倉庫等、住宅以外の用途を含む場合は **イ** に記入した床面積を記入してください。

17 契約時の消費税率と、り災状況等にチェックをしてください。

- **①** は、補修工事を契約した時点の消費税率にチェックをしてください。
※消費税率が5%の契約は給付対象とはなりません。ご注意ください。
※複数回の補修工事で、消費税率が混在する場合は、契約の日付が一番古い契約書に記載のある消費税率にチェックをしてください。
- **②** は、り災証明書等に記載されている「被害の程度」と同じ項目にチェックをしてください。
原子力災害による避難指示区域等内に住宅がある方は「原子力災害による避難指示区域等内にある」にチェックをしてください。

18 不動産登記で確認できる被災時点の被災住宅の床面積と、り災状況に応じた給付単価を掛けた額を計算して記入してください。

- **16** で記入した床面積と、**17** の **②** でチェックをした給付単価を掛けた額を **A** に記入してください。
千円未満切捨てとなります。

例

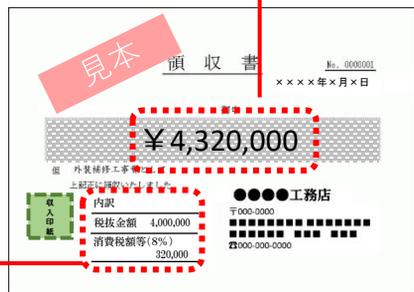
り災状況に応じた給付単価を掛けた額

消費税率	り災状況等	給付単価
8% の場合	<input type="checkbox"/> 全壊または流出	1,680円
	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	1,650円
	<input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水	1,380円
	<input type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水	840円
10% の場合	<input type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある	1,680円
	<input type="checkbox"/> 全壊または流出	2,800円
	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	2,750円
	<input type="checkbox"/> 半壊または床上浸水	2,300円
	<input type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水	1,400円
	<input type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある	2,800円

計算式: **ア** : 90.00(m²) × 1,380(円) = 124,200(円) (千円未満切捨て) → **A** : 124,000(円)

19 実際に支払った補修工事費の税込金額を記入してください。

- 領収書(P29参照)に記載されている工事金額の税込金額を消費税率に応じた記入欄に記入してください。
※消費税率が8%適用期間に行った補修工事と10%適用期間に行った補修工事がある場合にはそれぞれの消費税率に応じた記入欄に記入してください。
※補修工事を複数回行った場合は、その合計金額を記入してください。



20 実際に支払った補修工事費の税抜金額を記入してください。

- 領収書に消費税額や税抜金額の記載がある場合には、その金額を記入してください。
- 領収書に記載がない場合には、(消費税率8%の税込金額) ÷ 1.08、または(消費税率10%の税込金額) ÷ 1.10で計算して記入してください。

記入見本④

住まいの復興給付金制度

補修

住まいの復興給付金申請書

4 / 5 枚目

④給付申請額を計算してください。

④ 給付申請額 AとBのどちらか少ない方の金額が給付申請額となります。

A 被災時点の被災住宅の床面積と、り災状況に応じた給付単価を掛けた額

住宅部分の床面積※1 アまたはイ 90.00 m ²	契約時の消費税率※2	り災状況等	給付単価	被災時点の被災住宅の床面積と、り災状況に応じた給付単価を掛けた額 A 124,000円 *千円未満切捨て
	8%の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 全壊または流出 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある	1,680円 1,650円 1,380円 840円 1,680円	
	10%の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 全壊または流出 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある	2,800円 2,750円 2,300円 1,400円 2,800円	

※1 3/5枚目の③補修した被災住宅情報の床面積を記入。
店舖・事務所等、住宅以外の用途を含む場合は住宅部分の床面積を記入。

※2 契約書が複数ある場合、契約日が一番古い契約書の消費税率としてください。

B 実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額

消費税率が8%の場合

実際に支払った補修工事費 (領収書の税込金額) C-1: 4,320,000円

実際に支払った補修工事費の税抜合計: 4,000,000円

増税分: 0.03 (増税3%分)

8%時 実際に支払った消費税増税分 D-1: 120,000円

【税抜合計】= (実際に支払った補修工事費の税込合計 C-1) ÷ 1.08

消費税率が10%の場合

実際に支払った補修工事費 (領収書の税込金額) C-2: []円

実際に支払った補修工事費の税抜合計: []円

増税分: 0.05 (増税5%分)

10%時 実際に支払った消費税増税分 D-2: []円

【税抜合計】= (実際に支払った補修工事費の税込合計 C-2) ÷ 1.10

支払った消費税額が8%の場合(D-1)の金額を記入、10%の場合(D-2)の金額を記入。

実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額 B: 120,000円

補修工事費の支払いが、消費税率8%時と10%時にまたがった場合、それぞれの税抜金額からD-1とD-2の金額を計算した上で、その合計額をBに記入。

AとBのうち少ない方の金額を記入 給付申請額 120,000円

事務局使用欄(申請者は記入不要)

[空欄]

5枚目に
つづきます

令和元年5月版

21

22

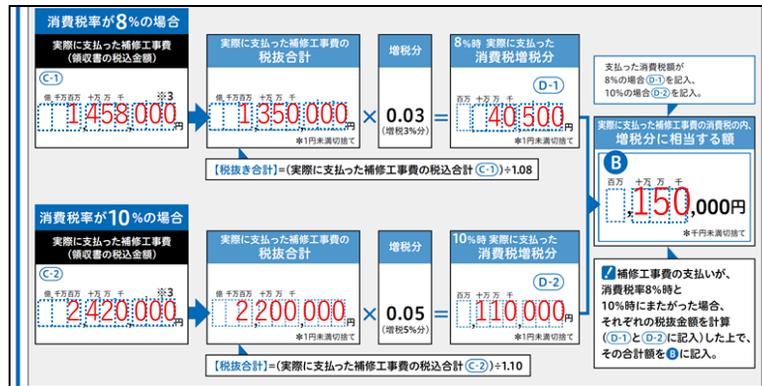
23

記入方法④

21 実際に支払った消費税増税分を記入してください。

- 20 で記入した税抜金額に、契約時の消費税率の増税分(消費税率8%適用期間は、 $\times 0.03$ 消費税率10%適用期間は、 $\times 0.05$)を掛けた金額を記入してください。1円未満切捨てとなります。

例 消費税率8%適用期間に1,458,000円の補修工事、
10%適用期間に2,420,000円の補修工事をした場合の計算例



22 実際に支払った消費税の増税分に相当する額を記入してください。

- 21 で計算した消費税増税分の金額を B に記入してください。
- 補修工事を消費税率8%と10%の適用時期に行った場合は、その合計を記入してください。千円未満切捨てとなります。

23 A 「被災住宅の床面積と、り災状況に応じた給付単価を掛けた額」と
B 「実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額」
それぞれに記入した金額を比べて、少ない方の金額を「給付申請額」に記入してください。

例

申請書に記載した A と B に記入した金額を確認して、「給付申請額」の記入欄に、少ない方の金額を記入します。右図の場合、金額の少ない B の120,000円を記入します。



(6) 申請書5/5枚目

- 給付金の振込口座等の情報を記入していただく申請書です。
- 添付書類を参考に記載する項目があるため手元にご用意の上、記入してください。

記入見本⑤

24

住まいの復興給付金制度

補修

住まいの復興給付金申請書

5 / 5 枚目

⑤ 給付金は(代表)申請者本人名義の口座に振り込みます。

⑤ 給付金の振込先情報 口座情報は正しく記入してください。記入を間違えると入金できないことがあります。

(代表)申請者本人名義の振込口座		(代表)申請者本人名義の口座のみ指定することができます。(法人や家族名義の口座は指定できません)	
金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード(数字4桁)	金融機関名	
	支店コード(数字3桁)	支店名	
	預金種別(該当のものに○印をつけてください)		口座番号(右詰めで記入してください)
ゆうちょ銀行	記号(6桁目がある場合は※部分に記入してください)		番号(右詰めで記入してください)
	口座名義人(カナ表記)		
	口座名義人(カナ表記)		

「口座名義人」欄の記入方法について

- ①カタカナで記入してください。 ②濁点・半濁点は1文字として扱います。
- ③口座名義が枠内(30文字)を超える場合は名義名称の冒頭から30文字までを記入してください。

「口座名義人(カナ表記)」の記入上の注意 (通帳表紙の裏に記載されているカタカナを記入してください。)

●【復興 順一】と記入する場合

- ①小文字は大文字に直して記入してください。
- ②スペース(空白): 首引を正しく記入してください。
- ③濁点・半濁点は1文字として記入してください。

指定した振込口座情報が確認できる通帳等の記載面のコピーを添付してください。

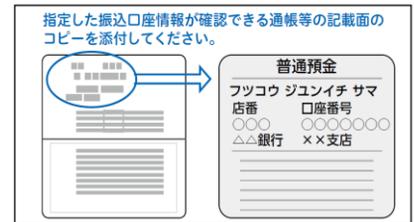
普通預金	
フツコウ ジュンイチ サマ	口座番号
店番	〇〇〇〇〇〇
〇〇	〇〇〇〇〇〇
△△銀行	××支店

事務局使用欄(申請者は記入不要)

記入方法⑤

24 給付金の振込先を記入してください。

- 申請書(2/5枚目)の(代表)申請者本人名義の口座のみ、指定することができます。
(法人や家族名義の口座は指定できません。)
- 口座情報は正しく記入してください。
記入を間違えると、入金できないことがあります。
通帳の口座情報が確認できる面を見ながら記入してください。
- 特に [口座名義人]欄を記入の際は、
申請書に記載されている「『口座名義人』欄の記入方法について」
をよくお読みください。



① <<ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座を指定する場合のみ記入>>

指定する口座の金融機関コードと金融機関名および支店コードと支店名を記入してください。
※金融機関名・支店名は漢字書きで「〇〇銀行」「△△支店」まで記入してください。

② <<ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座を指定する場合のみ記入>>

預金種別を選択し、口座番号および口座名義人を記入してください。

※預金種別が [④ その他] の場合は預金種別の内容を記入してください。

※口座番号は、右詰めで記入してください。

※口座名義人はカナ書きで、記入してください。

(申請書5/5枚目の「口座名義人(カナ表記)」の記入上の注意を参照)

③ <<ゆうちょ銀行の口座を指定する場合のみ記入>>

記号、番号および口座名義人を記入してください。

※番号は、右詰めで記入してください。

(7) 同意事項

給付申請に係る重要な内容が記載されています。
申請する前に、必ずお読みください。申請書を提出される場合は、同意事項に同意されたものとみなします。この書類は提出不要です。

住まいの復興給付金制度

提出不要

25

<同意事項(補修)>

1. 制度と給付金の交付

住まいの復興給付金は、「住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業実施要領」(平成26年2月7日復本第186号、以下「実施要領」という。)に規定する要件(以下「給付要件」という。)を満たす住宅の補修に対し、給付金の交付を行うものです。
住まいの復興給付金の交付を受けるためには、住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策補助金交付要綱(平成26年2月7日復本第187号)に基づき国からの補助金の交付を受ける者(以下「基金管理団体」という。)からの委託を受ける者(以下「事務局」という。)に対し、事務局所定の給付申請書(以下「申請書」という。)及び所定の確認書類(以下、給付申請書とあわせて「申請書類」という。)を提出しなければなりません。
基金管理団体及び事務局(以下「事務局等」という。)は、提出された申請書類により、給付要件を満たすことを確認した場合、東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)の補修工事の発注者として、その実際に支払った補修工事費の負担割合(以下「補修工事費の負担割合」という。)に応じた給付金を交付します。

2. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された申請書において申請者として記載された者をいいます。申請書別紙の共同申請者申告書(以下「共同申請者申告書」という。)において代表申請者と記載された者(以下「代表申請者」という。)を含みます。
また、本同意事項における共同申請者とは、共同申請者申告書において代表申請者以外の共同申請者として記載された者をいいます。

3. 共同申請の定義

単独で給付金の給付要件を満たさない者であっても、実施要領に定める複数の者が共同して当該すべての要件を満たす場合、これらの者が共同で給付申請(以下「共同申請」という。)を行うことができます。
共同申請では、被災住宅の補修工事の発注者のうち1名を代表申請者としなければなりません。代表申請者は、共同申請者を代理して、給付金の申請及び受領を行います。代表申請者は、共同申請者の補修工事費の負担割合を含めた給付金を受領した後、それぞれの補修工事費の負担割合に応じて共同申請者に対して分配を行わなければなりません。
共同申請者は、申請書類の提出から給付金の受取りまでの間、当該申請書に記載する内容(以下「申請情報」という。)に変更が生じた場合、代表申請者に通知しなければなりません。

4. 共同申請の委任と解除

代表申請者及び共同申請者は、共同申請者申告書にそれぞれ記名・押印することにより、共同申請者は給付金の共同申請及び受領を代表申請者へ委任し、代表申請者はこれを受任するものとします。
代表申請者及び共同申請者は、代表申請者が給付金の交付を受ける以前においては、共同申請の委任を解除することができます。代表申請者及び共同申請者は、共同申請者の代表申請者に対する給付金の共同申請及び受領に関する委任が解除(代表申請者または共同申請者の死亡、破産手続開始決定等による委任の終了も含む、以下同じ)された場合、当該委任の対象となった共同申請者として行われたかを確認の上、申請前である場合、代表申請者は委任を解除した共同申請者に対して「全ての共同申請者からの委任が解除された場合、代表申請者の死亡、破産手続開始等による委任の終了の場合は新たに代表申請者を定め申請を行わなければなりません。また申請後である場合、代表申請者及び共同申請者は速やかに事務局に連絡を行い、その指示に従って、事務局が定める指定の共同申請者における委任解除通知書」により事務局に通知しなければなりません。
事務局等は、代表申請者及び共同申請者による上記方法による通知がない限り、代表申請者が給付金の交付をすることで、代表申請者及び共同申請者に対する給付金の交付義務を含む一切の責任を負わないものとします。

5. 重複申請の禁止

申請者及び共同申請者は、実施要領に定める住まいの復興給付金の実施期間中、1回限り、被災住宅の補修工事の発注者または給付要件を満たす再取得住宅の所有者として住まいの復興給付金の申請(「すまい給付金」による住宅市場安定化対策事業実施要領(平成26年2月7日住生第577号)に基づき実施されるすまい給付金(以下「すまい給付金」という。)の申請を含む。)ただし、住まいの復興給付金及びすまい給付金の交付を受けない場合を除く。)を行い、給付金の交付を受けることができます。
また、申請者及び共同申請者は、実施要領に定める住まいの復興給付金の実施期間中、1回限り、被災住宅の所有者として、住まいの復興給付金の申請を行うことができます。

6. 債権譲渡の禁止

申請者及び共同申請者は、基金管理団体に対する住まいの復興給付金に関する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

7. 手続代行者による申請手続き

申請者は、住まいの復興給付金の申請を第三者に委任することができます。申請者から住まいの復興給付金の申請の委任を受けた者(以下「手続代行者」という。)は、申請書類の提出から給付金の交付が完了するまでの間、当該申請について申請者と同等の義務及び責任を負います。また、手続代行者は、給付金交付後も、当該申請に係り事務局等が行う調査(第12項)、給付金の返還(第14項)に協力を行う義務を負います。
申請者は、手続代行者に住まいの復興給付金の申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

8. 給付金の申請期限

申請者及び手続代行者は、事務局が定める場合を除き、補修した被災住宅が申請者または共同申請者へ引き渡された日から1年を経過するまでの間に申請書類を事務局に提出しなければなりません。

9. 申請の変更、取下げ及び無効

申請者及び手続代行者は、申請書類の提出から給付金の受取りまでの間、申請情報に変更が生じた場合または給付申請を取り下げた場合、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければなりません。
申請者及び手続代行者が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局等による申請に係る審査ができない場合、事務局等は当該申請者及び手続代行者の提出した申請書に係る申請を無効とすることができます。
申請情報の変更、申請の取下げ、申請が無効とされたことによって生じた申請者、共同

申請者または手続代行者(以下「申請者等」という。)の不利益に対し、事務局等は、事務局等の故意または重大な過失に起因する場合を除き、申請者等に対して一切の責任を負いません。

10. 給付申請の受付・却却の不可

事務局は、申請者または手続代行者から申請書類の提出を受けた場合、当該申請の給付要件に対する不備・不足を確認し、不備・不足がない場合は、事務局の審査システムに申請情報を登録します。当該登録をもっての申請受付の完了とし、申請受付を完了した申請については、給付金額算出後に、事務局から申請者に対してその旨を通知します。なお、共同申請の場合、代表申請者は、通知された内容を共同申請者に対して通知しなければなりません。
申請書類に不備・不足がある場合、事務局は申請者または手続代行者に対して不備・不足に関する通知や連絡を行う他、申請書類の返却を行います。なお、事務局は、不備・不足がある申請について、申請受付を行わない場合があります。
また、事務局等は、申請受付を完了した申請書類及びその他の書類については、いかなる理由があっても返却を行いません。

11. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であったり、その誤りが軽微なものであると事務局が判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」及び「申請者等に対する記載内容の変更申請」を行うことができます。事務局は訂正した情報について、申請者等に通知を行います。

12. 申請に係る住宅の調査等

国及び事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、補修した被災住宅への立ち入りを含む調査等(以下「調査等」という。)に協力を依頼する場合があります。申請者等はこれらの調査等に協力しなければなりません。

13. 申請資格の調査

事務局等は、申請者等が以下の①～⑤の行為を行うかまたは行おうとした場合、または調査等によって給付金の交付対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から受け付けた給付申請を無効とし、また、当該申請者の将来における給付申請の受付を拒否することができます。

- ①: 虚偽その他の不正な手段によって給付申請を行い、給付金の交付を受けた場合
- ②: 事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③: すまい給付金等、主として消費税率の引上げに伴う住宅取得に係る負担軽減を図る国庫補助金等とその他の補助事業と重複して給付金の交付を受けていたまたは受けようとしていた場合
- ④: 実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知、発表等において認められていない行為をした場合
- ⑤: その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

14. 給付金の返還

事務局等は、既に給付金を交付した申請であっても、前項に定める事由により給付申請が無効とされた場合、申請者及び補修工事費の負担割合を有する共同申請者に対して申請済みの給付金相当額について返還を求めるともします。返還を求められた申請者及び補修工事費の負担割合を有する共同申請者は事務局が定める納付期限までに返還しなければなりません。共同申請の場合、代表申請者及び補修工事費の負担割合を有する共同申請者は、当該返還義務を連帯して負担するものとします。

なお、事務局等は返還を求めずに際し、当該給付金を交付した日から返還の日までの日数に応じて、当該給付金(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めることができます。

15. 免責

国及び事務局等は、補修した被災住宅の施工事業者、手続代行者、その他申請者との間、代表申請者と共同申請者、及び共同申請者相互の間で生じるトラブルや損害については、一切の責任を負いません。また、申請者による住まいの復興給付金の受取りについて、共同申請者、施工事業者、手続代行者、その他の者から異議申し立てがあった場合、事務局等は住まいの復興給付金の支払いを停止することができます。

また、事務局及び事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(事務局が定める郵送先に到着し、事務局による引き取りを行った時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故については、事務局等はそれらの一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

16. 個人情報の管理

事務局等は、事務局等の運営にあたり、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。事務局等は本事業を通じて取得した情報を給付金の交付から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。

また、事務局等は、国が第13項①または③の確認のために行う調査や事業に対して、本事業を通じて取得した情報を提供し、その確認作業を共同で行うことがあります。

17. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基づく給付金の申請に関して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

18. 事業の内容変更・終了

事務局は、国または基金管理団体との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者等へ何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意または重大な過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。申請者等は本同意事項の同意については、事務局等が住まいの復興給付金に関する事務局のウェブサイト及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

注意事項

- 給付申請から給付金の振込までには一定の手続期間を要します。手続期間は給付申請の受付状況等により変わります。
- 事務局等は、給付の交付に係る振込の遅延、その他事由によって生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。
- 申請者、共同申請者及び手続代行者が申請書に記名・押印し事務局に提出することにより、本同意事項に同意したこととなります。

令和元年5月版

25

(代表)申請者または共同申請者(手続代行者を含む)に同意していただく事項 ※必ずお読みください。



(8) 別紙①【補修】共同申請者申告書

被災住宅の所有者と補修工事の発注者が異なる場合など、共同で申請をする必要がある場合に提出する書類です。

申請書2/5枚目の「(代表)申請者氏名」で「補修工事を複数の者で発注しており、共同で申請する場合」、または申請書3/5枚目の「補修した被災住宅の所有者」で「(代表)申請者氏名と異なる」にチェックをした場合に提出してください。(該当しない場合には提出不要です。)

記入見本⑥

住まいの復興給付金制度			
補修		別紙① 共同申請者申告書	
すべての代表申請者および共同申請者は本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。また、自らの給付申請および給付金の受領を代表申請者に委任し、代表申請者はこれを受任します。			
被災時点の被災住宅の所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者が複数の場合は1名だけ記入してください。 ※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入			
共同申請者	氏名	フリガナ フッコウ ススム 氏 復興 進	復 興 進 生年月日 明治 平成 昭和 大正 令和 20年 8月 1日
補修工事の発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 被災住宅の所有者と補修工事の発注者が同一の場合も記入してください。 ※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入			
	実際に支払った補修工事費の税込合計	氏名	生年月日
	消費税率8%時 消費税率10%時	フリガナ フッコウ ジュンイチ 氏 復興 順一	復 興 順一 明治 大正 昭和 平成 令和 50年 4月 10日
1 代表申請者 給付金の受給者	3,000,000円	いづれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 補修した被災住宅に居住している <input type="checkbox"/> 補修した被災住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
2 共同申請者	1,000,000円	いづれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 補修した被災住宅に居住している <input type="checkbox"/> 補修した被災住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
3 共同申請者	320,000円	いづれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 補修した被災住宅に居住している <input type="checkbox"/> 補修した被災住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
4 共同申請者		いづれかにチェック <input type="checkbox"/> 補修した被災住宅に居住している <input type="checkbox"/> 補修した被災住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
実際に支払った補修工事費の税込合計	C-1 4,320,000円 C-2		

●必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。
 ●同一の申請者が複数回補修工事を発注した場合、それぞれの補修工事費を合算した金額を記入してください。
 ●この記入用紙に書ききれない補修工事の発注者がいる場合は、この用紙をコピーして2の欄から順に記入してください。
 ●代表申請者および共同申請者が給付金の申請および受領の委任を解除する場合には、必ず「共同申請における委任解除通知書」を取り交わし、事務局へ提出してください。
 ●代表申請者および共同申請者として一度申請した場合、本制度または、国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

※《親孝行住宅再建支援について》
 ・被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の補修工事を子・孫等が発注した場合、その住宅に共に居住していない場合でも給付申請できます。
 ・「親孝行住宅再建支援申出書」等が必要となります。(1/5枚目 2を参照)
 ・複数の者が親孝行住宅再建支援をする場合は、それぞれ「親孝行住宅再建支援申出書」を提出してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

26

27

28

記入方法⑥

- 申請書の同意事項をお読みになり、同意の上、必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。記名・押印することにより、共同申請者は代表申請者に給付金の申請および給付金の受領を委任し、代表申請者はそれを受任することになります。(委任の解除については、速やかに「住まいの復興給付金事務局コールセンター」までご連絡ください。P68参照)
- 1枚の書式に書ききれない補修工事の発注者がいる場合には、この書式をコピーしてください。
- 共同申請の場合、補修した被災住宅に居住していない場合は申請できません。ただし、親孝行住宅再建支援の場合は申請可能です。別途「親孝行住宅再建支援申出書」(P35参照)を、住まいの復興給付金事務局のホームページから書式をダウンロードするか、この手引きの書式を使用してください。

26 被災住宅の所有者本人が記名・押印してください。

- 被災住宅の所有者が複数の場合には、1名のみ記名・押印してください。
- 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は、記名・押印は不要ですが、別途「【補修】被災住宅所有者との関係確認書」(P32, および書式集参照)等、申請書1/5枚目に記載されている3点の書類を提出してください。

27 被災住宅の所有者の生年月日を記入してください。**28** 補修工事の発注者のうち、給付金の申請および受領を代表して行う方の情報を記入してください。

- 申請書2/5枚目の「①(代表)申請者情報」に記入した「氏名」、「生年月日」と同じことを確認し、「補修した被災住宅への居住の有無」にチェックをしてください。氏名は、代表申請者本人が記名・押印してください。また、「実際に支払った補修工事費の税込合計」の欄には、代表申請者が支払った補修工事費の税込合計額を記入してください。

記入見本⑥

住まいの復興給付金制度

補修

別紙① 共同申請者申告書

すべての代表申請者および共同申請者は本申請書の記載内容および「同意事項」を確認・同意の上、給付申請を行います。また、自らの給付申請および給付金の受領を代表申請者に委任し、代表申請者はこれを受任します。

被災時点の被災住宅の所有者 所有者が複数の場合は1名だけ記入してください。 ※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

共同申請者	氏名	フリガナ フッコウ	ススム	復 興 進	生年月日	明治 平成 大正 令和 昭和 20年 8月 1日
-------	----	-----------	-----	-------	------	--------------------------------

補修工事の発注者 被災住宅の所有者と補修工事の発注者が同一の場合も記入してください。 ※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

	実際に支払った補修工事費の税込合計		氏名	生年月日
	消費税率8%時	消費税率10%時		
1 代表申請者 給付金の受給者	3,000,000円	円	フリガナ フッコウ ジュンイチ 氏 復 興 順 一	明治 大正 平成 令和 昭和 50年 4月 10日
2 共同申請者	1,000,000円	円	フリガナ フッコウ ススム 氏 復 興 進	明治 大正 平成 令和 昭和 20年 8月 1日
3 共同申請者	320,000円	円	フリガナ フッコウ ジュンコ 氏 復 興 順 子	明治 大正 平成 令和 昭和 56年 10月 20日
4 共同申請者	円	円	フリガナ 氏	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
実際に支払った補修工事費の税込合計	4,320,000円	円		

- 必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。
- 同一の申請者が複数回補修工事を発注した場合、それぞれの補修工事費を合算した金額を記入してください。
- この記入用紙に書ききれない補修工事の発注者がいる場合は、この用紙をコピーして2の欄から順に記入してください。
- 代表申請者および共同申請者が給付金の申請および受領の委任を解除する場合には、必ず「共同申請における委任解除通知書」を取り交わし、事務局へ提出してください。
- 代表申請者および共同申請者として一度申請した場合、本制度または、国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

※「親孝行住宅再建支援について」

- ・被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の補修工事を子・孫等が発注した場合、その住宅に共に居住していない場合でも給付申請できます。
- ・「親孝行住宅再建支援申出書」等が必要となります。(1/5枚目 2を参照)
- ・複数の者が親孝行住宅再建支援をする場合は、それぞれ「親孝行住宅再建支援申出書」を提出してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

令和元年5月版

29

30

29 補修工事の発注者が複数の場合は、共同申請する補修工事の発注者情報を記入してください。

- 補修工事の発注者の2～4には、
 - <実際に支払った補修工事費の税込合計>欄 ① に、共同申請者が実際に支払った工事金額(税込)の合計を、適用を受けている消費税率の欄に記入してください。
 - <氏名>欄 ② には、住民票等で確認できる氏名を本人が記名・押印してください。
 - <生年月日>欄 ③ には、住民票等で確認できる生年月日を記入してください。
 - <いずれかにチェック>欄 ④ には、補修した被災住宅に居住しているか、居住していないか、該当する方にチェックをしてください。
 - 一人の補修工事の発注者が、補修工事を複数回発注した場合は、行った補修工事費を合算した金額を記入してください。
- ※補修した被災住宅に居住していない場合は、申請できません。ただし、親孝行住宅再建支援で申請される場合は申請可能です。その場合は、別途「親孝行住宅再建支援申出書」(P35, および書式集参照)を記入し、被災住宅の所有者との続柄を証明する書類と共に提出してください。
- ※被災住宅の所有者である親(父母・祖父母等)が居住するため、その住宅を子(子や孫等)が補修工事の発注者となり、補修(親孝行住宅再建支援)する場合、その子は補修した被災住宅に居住してなくても、実際に支払った工事費の税込合計に含むことができます。
- ※この記入用紙に書ききれない補修工事の発注者がいる場合、この書式をコピーし共同申請者2の欄から記入してください。

30 実際に支払った補修工事費の税込合計を記入してください。

- 補修工事の発注者が実際に支払った補修工事費の税込金額の合計を記入してください。
- 申請書4/5枚目「④給付申請額」の「実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額」B が (C-1) および (C-2) と同じであることを確認してください。

(9) 別紙②【補修】工事請負契約が複数の場合の工事確認書

分離発注や複数回補修工事を行った場合など、複数の補修工事を行った方が提出する書類です。

申請書3/5枚目の「契約を締結した工事施工者」で、「複数の契約で補修を実施」にチェックをした場合に提出してください。(該当しない場合には提出不要です。)

記入見本⑦

住まいの復興給付金制度

補修

別紙② 工事請負契約が複数の場合の工事確認書

分離発注や複数回補修工事を行った場合など、複数の工事請負契約を締結し、工事を行った場合は、工事契約ごとに情報を記入してください。
※同一の工事施工者との契約が複数の場合でもそれぞれの工事についての情報を記入してください。

以下について間違いがないことを確認し、申告します。

申請者

復興 順一

補修工事に係る最終工事の引渡日

平成 令和 26 年 9 月 30 日

補修工事の内容		実際に支払った補修工事費の税込合計	
※それぞれの契約書で確認できる情報を記入		※領収書で確認できる金額を記入	
工事施工者	事業者名	消費税率8%時	消費税率10%時
1	事業者名 株式会社 住宅リフォーム 担当者名 改築 建二 担当者連絡先 022 - 123 - xxxx 契約日 平成 令和 26 年 4 月 15 日 引渡日 平成 令和 26 年 7 月 15 日	3,000,000円	円
2	事業者名 補修工事株式会社 担当者名 補修 太郎 担当者連絡先 022 - 222 - xxxx 契約日 平成 令和 26 年 6 月 20 日 引渡日 平成 令和 26 年 8 月 15 日	1,000,000円	円
3	事業者名 壁面工事株式会社 担当者名 壁面 太郎 担当者連絡先 022 - 222 - xxxx 契約日 平成 令和 26 年 7 月 1 日 引渡日 平成 令和 26 年 9 月 30 日	320,000円	円
4	事業者名 担当者名 担当者連絡先 契約日 平成 令和 年 月 日 引渡日 平成 令和 年 月 日	円	円
5	事業者名 担当者名 担当者連絡先 契約日 平成 令和 年 月 日 引渡日 平成 令和 年 月 日	円	円
6	事業者名 担当者名 担当者連絡先 契約日 平成 令和 年 月 日 引渡日 平成 令和 年 月 日	円	円

実際に支払った補修工事費の税込合計

(C-1) 4,320,000円

(C-2) 円

※この記入用紙に書ききれない工事施工者がある場合は、この用紙をコピーして工事施工者1の欄から順に記入してください。
その場合「実際に支払った補修工事費の税込合計」はどちらか一方に記入してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

34

35

31

32

33

36

37

記入方法⑦

31 申請者の氏名を本人が記名してください。

- 共同申請の場合は、代表申請者本人が記名してください。

32 最後に行った補修工事の引渡日を記入してください。**33** 契約書に記載されている工事を行った工事施工者の情報を記入してください。

- ①は事業者名、②は担当者の氏名、③はその担当者の連絡先を記入してください。
※担当者名が不明の場合、②は記入不要です。

34 補修工事の契約日を記入してください。

- 工事施工者と取り交わした、「補修工事の工事請負契約書」に記載されている契約日を記入してください。

35 引渡しを受けた日を記入してください。

- それぞれの工事が完了したことを補修工事の発注者と工事施工者が、お互いに確認した日を補修工事の引渡日としてください。

36 実際に支払った補修工事の税込金額を、適用を受けている消費税率の欄に記入してください。

- 同じ補修工事施工者でも、適用されている消費税率が異なる時に、それぞれ補修工事を発注した場合は、消費税率8%適用時の工事と10%適用時の工事を別々に記入してください。
- 確認書類として添付していただく領収書と同じ金額であることを確認してください。

- 以下、工事施工者2～6までは、各工事施工者毎に上記 **33** ～ **36** と同様に、各工事毎の契約書で確認できる情報を記入してください。
- 1枚の書式に書ききれない工事施工者がある場合には、書式をコピーして「工事施工者1」の欄から記入してください。

37 実際に支払った補修工事費の税込金額の合計金額を記入してください。

- 申請書4/5枚目「④給付申請額」の「実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額」で記入した **C-1** および **C-2** と同じことであることを確認してください。

申請書類の提出から 給付金の受領まで

住まいの復興給付金

4

申請書類を提出して、審査を受け
給付金を受領します。

記入を終え、申請書や添付書類が揃っていることが
確認できたら、これらを提出します。
提出から給付金受領までの流れをご確認ください。



16 申請書類の提出から給付金の受領まで

- 申請に必要な書類がすべて揃ってから提出してください。申請書類を提出すると、住まいの復興給付金事務局ではその申請内容について審査を行い、申請が承認された方に給付金の振込みに関するお知らせを発送します。（不備がない場合で申請から給付金の振込みまで通常1.5~2ヶ月程度要する見込みです。）

(1) 申請書類の確認

① 申請書類は、すべて揃っていますか？

- 申請書1/5枚目「申請書類チェックシート」で、提出が必要な申請書類を確認してください。
- 申請書類に不備・不足があった場合は、住まいの復興給付金事務局から電話連絡や住まいの復興給付金 申請書類返送と再申請のご案内を送付します。

書類の形式を間違えないでください。
※指定された形式と異なる場合は、再提出が必要となります。

- ・ 原 本：書類そのもの
- ・ コピー：書類をコピー機等で複写したもの

申請されるすべての方に提出いただく書類です。

記載されている事項に該当する方だけに提出いただく書類です。

ご注意ください。

「郵送」で申請受付を行うため、書類不備等による審査の滞りが給付金の受領までの時間に影響を与えることになります。給付金の受領をスムーズに行うためにも、提出前の確認をお願いします。

② 申請書は正しく記入できていますか？

- 申請書に記入した内容に間違いがないか、記入漏れがないかを確認してください。提出された申請書類の記入漏れや訂正が必要な場合は、住まいの復興給付金事務局よりお知らせします。（電話連絡または郵送による「住まいの復興給付金」申請書類返送と再申請のご案内：P68参照）
- 申請書類に不備・不足があった場合は、給付金の受領まで時間を要します。

③提出前に必ず控え(コピー)を取り、申請者が保管してください。

- 提出した申請書類について、給付金の受領までの間に、住まいの復興給付金事務局から電話等により、確認する場合があります。
申請書類は、提出前に必ず控え(コピー等)を取り、給付金の受領まで保管してください。

※住まいの復興給付金事務局では、提出された申請書類の返却を行いません。

④申請書類一覧/すべての方に提出いただく書類

■チェックシート (1/5枚目)

■申請書 (2/5枚目)

■申請書 (3/5枚目)

■申請書 (4/5枚目)

■申請書 (5/5枚目)

申請書

A 給付金の口座情報が確認できる通帳等の記載面のコピー

P22参照

B 住宅が被災したことを示す 罹災証明書等

P23参照

C 補修した被災住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

P24, 25参照

D 被災住宅に居住していることを示す住民票の写し

P26, 27参照

E 補修工事の工事請負契約書

P28参照

F 補修工事に支払った工事金額を示す領収書

P29参照

G 被災住宅を補修したことを示す補修工事証明書 (【別紙】補修工事内容確認書を含む)

P30, 31参照

添付書類

⑤ 申請書類一覧／該当する方のみ提出いただく書類

申請書

共同申請をされる場合に提出

別紙①
【補修】共同申請者申告書

P56～59参照

工事請負契約が複数の場合に提出

別紙②
【補修】工事請負契約が複数の場合の工事確認書

P60, 61参照

被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合に提出

H 【補修】被災住宅所有者との関係確認書

P32参照

I I-1 住民票の除票の写し（個票）等

P33参照

I-2 戸籍全部事項証明書または除籍全部事項証明書

P33参照

被災住宅の所有者の死亡または行方不明を証明する書類いずれか1点

J J-1 被災時点で住んでいた市区町村発行の住民票（除票も含む）の写し

P34参照

J-2 戸籍の附票の写し

P34参照

被災住宅の所有者に代わる者が被災時点で被災住宅に居住していたことが証明できる書類いずれか1点

添付書類

父母・祖父母等が居住するための住宅の補修工事を支援（親孝行住宅再建支援）した場合に提出

K 親孝行住宅再建支援申出書

P35参照

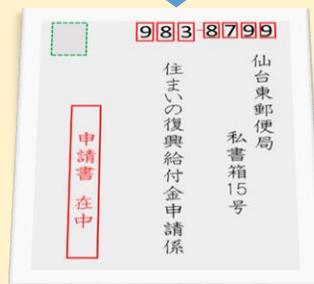
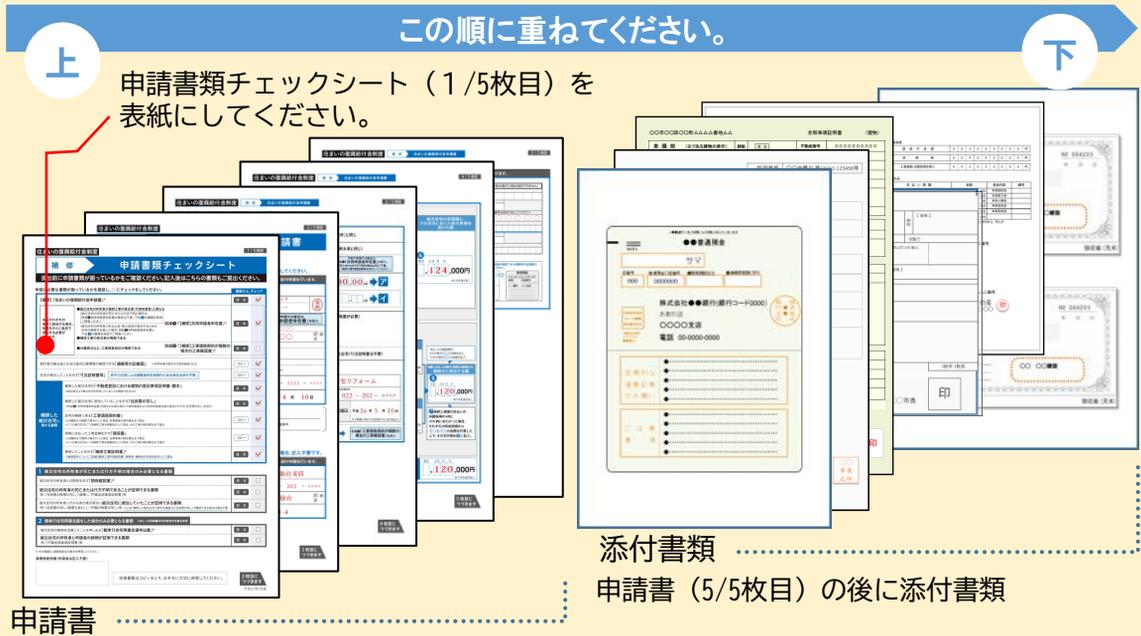
L 戸籍全部事項証明書等

P35参照

(2) 申請書類の提出

① 申請書類の提出準備をしてください。

- 申請書1/5枚目「申請書類チェックシート」に記載されている順に、提出する申請書類をまとめてください。
- まとめた申請書類は、クリップやクリアファイル等でまとめてください。
- 手続代行者が数件分の申請書類を提出される際は、1件ごとにまとめて、提出してください。



申請書類を折り曲げずに入れられる
A4サイズ相当(角型2号等)を使用
してください。

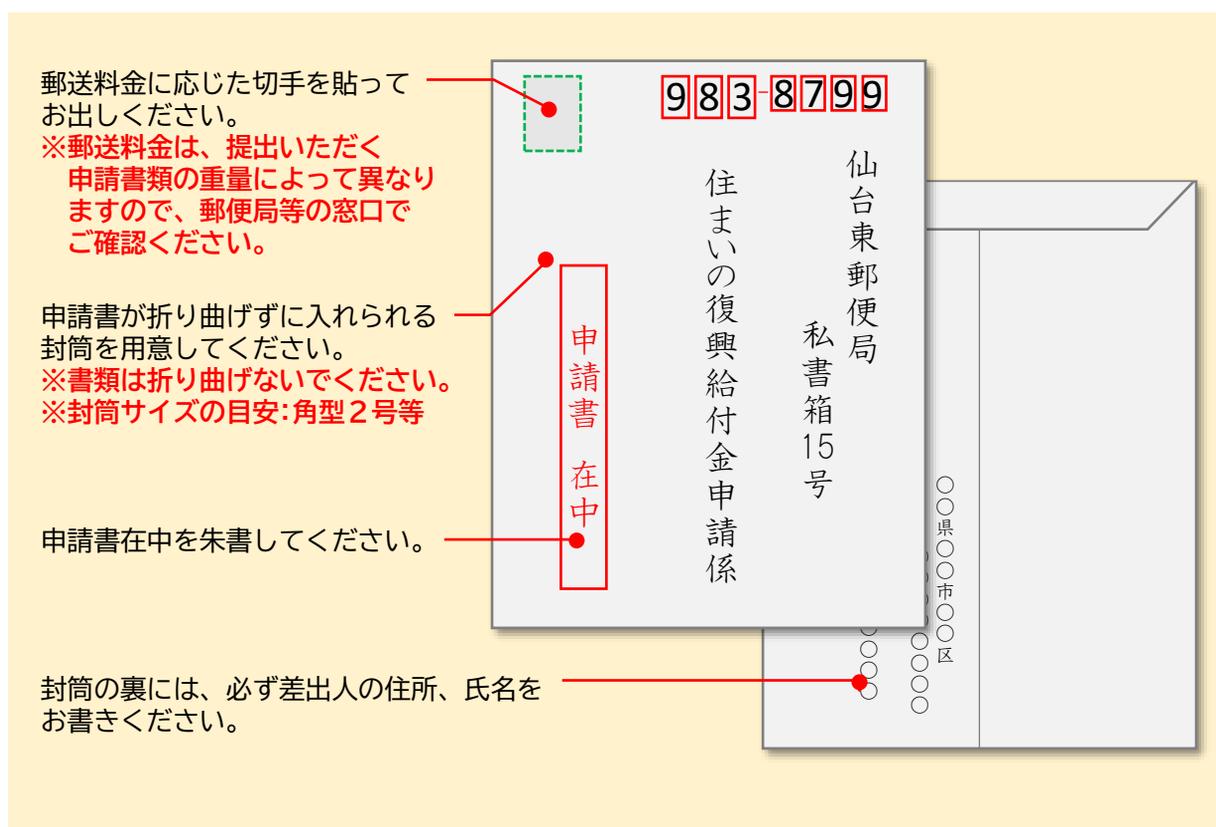
② 申請書類を郵送してください。

- 必ず郵便にて送付してください。メール便・宅配便等による送付はできません。
- 申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着の確認ができる書留やレターパック等のご利用をお勧めします。
- 申請書類は下記の宛先にお送りください。

【郵送先】 〒983-8799

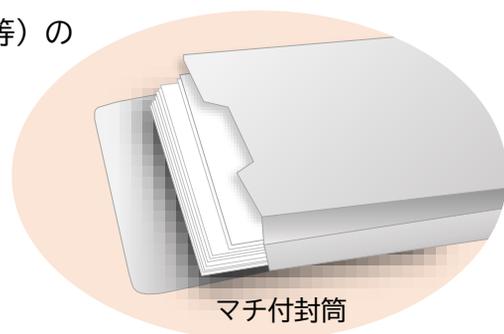
仙台東郵便局 私書箱15号

住まいの復興給付金申請係



ご注意ください。 上記、郵送先以外では受け付けることはできません。

厚みのある書類（数件分をまとめて申請等）の場合は、マチ付封筒が適しています。（封はしっかりと閉じてください。）



(3)申請書類を提出した後は

- 申請書の審査が行われます。審査過程で、住まいの復興給付金事務局より内容の確認や調査、訂正依頼、不備書類の再提出等をお願いすることがあります。
- 申請から給付金の振込みまで、不備がない場合、およそ1.5~2ヶ月程度要する見込みです。申請数や不備対応等で日数を要する場合があります。

申請書類に不備・不足等が認められた場合

1 住まいの復興給付金 申請書類返送と再申請のご案内（郵送）の送付

提出いただいた申請書類に不備があり審査を進められない場合、不備・不足の内容を記載した通知書類をお送りします。
記載された不備を解消(記入漏れ、修正、不足書類の用意等)したうえで、同封の返送用封筒を使って郵送してください。

2 電話による確認連絡

住まいの復興給付金事務局より申請内容について確認の連絡をすることがあります。

3 住まいの復興給付金事務局による補記、修正

提出された申請書の不備が軽微な場合、返送することなく事務局で修正する場合があります。その確認のため、住まいの復興給付金事務局から電話連絡することがあります。

ご注意ください。

- 申請書(共同申請者申告書を含む)に申請者の記名・押印がない場合や、添付書類の提出のみの場合等は、提出された書類すべてを返却します。
- 長期にわたって、不備内容を訂正いただけない場合、申請を受理できなかったものとして、申請書類を返却することがあります。
- 共同申請の委任を解除する場合について
代表申請者が給付金を受領する前であれば、共同申請の委任を解除することができます。
委任の解除にあたっては、事務局指定の書式「共同申請における委任解除通知書」を提出する必要があります(代表申請者や共同申請者の死亡等により、共同申請の委任が終了した場合も提出が必要になります。)
書類の入手については、申請書の同意事項をお読みのうえ、速やかに住まいの復興給付金事務局コールセンターにご連絡ください。

MEMO

A series of 20 horizontal dotted lines, evenly spaced, filling the main body of the page for writing.

事務局指定の書式で作成する

住まいの復興給付金

書式集

事務局指定の書式と記入見本です。

申請の際に添付が必要な場合は、こちらの書式をご利用ください。
住まいの復興給付金事務局のホームページからも、書式をダウンロードすることができます。



死亡または行方不明の被災住宅の所有者に代わり、住宅の補修工事を行った場合に、提出いただく書類です。下記の記入見本を参考に作成してください。
作成にあたっては、住まいの復興給付金事務局のホームページから書式をダウンロードするか、書式を切り取り、ご使用ください。

住まいの復興給付金制度

補修

被災住宅所有者との関係確認書

記入見本

記入日 令和元年5月7日 a

(代表)申請者の情報

住所 〒 900 - 000X
 宮城県〇〇市△△町5-5-5 b

氏名 復興 順一 復興

死亡または行方不明の被災住宅の所有者に代わり、住宅の補修工事を行ったので、給付申請します。については、第三者からの同様な申請等、異議があった場合、一切の責任を負い、それらに関わる手続きを行います。

<被災住宅の所有者の情報>

①	氏名	フリガナ フッコウ ススム	
		氏 復興 名 進	
②	被災時の被災住宅の住所	〒 900 - 000X 宮城県〇〇市△△町5-5-5 c	
③	生年月日	明治・大正・ 昭和 ・平成 20年8月1日	

<被災住宅の所有者に代わる者の情報>

- 被災時に被災住宅に居住していた者であること
- ②に居住する者であること

④	氏名 <small>※(代表)申請者氏名と同じ場合も記入</small>	フリガナ フッコウ ジュンイチ	
		氏 復興 名 順一 d	
⑤	①との続柄	長男 e	
⑥	生年月日	明治・大正・ 昭和 ・平成 50年4月10日 f	

※個人情報、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。
※第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

令和元年5月版

- a この書類を作成した日付を記入してください。
- b 申請者(共同申請の場合は代表申請者)の住所、氏名を本人が記名・押印してください。
- c 被災時点の被災住宅の所有者(死亡または行方不明の方)の氏名とフリガナ、被災住宅の住所、生年月日を記入してください。
- d 被災住宅の所有者に代わる者の氏名、フリガナを記入してください。
※親孝行住宅再建支援の場合は、申請者の父母・祖父母等、直系尊属の氏名を記入してください。
- e 被災住宅の所有者と戸籍全部事項証明書等(P35参照)で確認できる続柄 c と d に記入した方の続柄)について記入してください。
- f d の生年月日を記入してください。

被災住宅の所有者である父母・祖父母等のために被災住宅の補修を支援した場合に、提出いただく書類です。下記の記入見本を参考に作成してください。

作成にあたっては、住まいの復興給付金事務局のホームページから書式をダウンロードするか、書式を切り取り、ご使用ください。

住まいの復興給付金制度

親孝行住宅再建支援申出書

記入見本

記入日 令和 元年 5 月 7 日 a

申出者本人の情報

住 所 〒 900 - 000X

宮城県〇〇市△△町 8 - 8 - 8

氏 名 復 興 順 一 復興

b

下記に記載する父母・祖父母等（被災住宅の所有者）が居住するための住宅の再建（建築・購入または補修）を支援したことを申し出ます。

<再建した住宅の居住者（被災住宅の所有者等）の情報>

①	氏 名	フリガナ フッコウ
		氏 復 興 名 のぞみ
②	再建した住宅の住所	〒 000 - 0000 千葉県〇〇市△△町 1 - 1 - 1 千葉〇〇ビューマンション B棟503
③	生年月日	明治 大正 昭和 平成 22 年 1 月 4 日
④	申出者との続柄 <small>※直系尊属であること*</small>	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他()

c
d

※個人情報、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。
第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。
※申出者は、本制度または国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

事務局使用欄（申請者は記入不要）

令和元年5月版

- a この書類を作成した日付を記入してください。
- b 申出者の郵便番号、住所、氏名を本人が記名・押印してください。押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。電子印鑑は使用できません。
- c 被災時点の被災住宅の所有者等で補修した被災住宅に居住する者の情報（氏名、フリガナ、住所、生年月日）を記入してください。
- d 申出者との続柄について、該当する項目にチェックをしてください。

被災住宅を補修したことを、建築士または補修工事施工者に証明してもらった書類です。申請者本人が作成することはできません。被災箇所の被災状況（補修前）と完了した補修工事（補修後）の状況を確認した建築士または補修工事施工者に作成を依頼してください。作成の際は、専用の書式をホームページからダウンロードするか、書式を切り取り、「補修工事内容確認書（次ページ参照）」と共に作成してください。

住まいの復興給付金制度
記入見本

確認を行った者が記入。
※申請者は記入できません。

補 修 工 事 証 明 書

申請者	住 所	宮城県〇〇市△△町1-1-1		a
	氏 名	復興 順一		
所在地		宮城県〇〇市△△町1-1-1		
工事完了年月日		平成 令和 31年 4月 19日		

補修工事を行った被災箇所
補修工事を行った被災箇所をすべて記入し、被災箇所数に応じて（別紙）補修工事内容確認書をご提出ください。

番号	被災箇所 ※被災した箇所を部屋毎に具体的に記入してください。	番号	被災箇所 ※被災した箇所を部屋毎に具体的に記入してください。	b
1	1階リビングの床	6		
2	1階寝室の内壁	7		
3		8		
4		9		
5		10		

上記の被災箇所について、「住まいの復興給付金制度」の対象となる補修工事が行われていたことを証明します。

証 明 年 月 日	令和 △△年 □□月 ○○日			c
確認を行った者	工事施工者名 または 建築士事務所名	設計 一郎		
	所 在 地	宮城県△△市〇〇町3-3-3		
	電 話 番 号	022 - 777 - □□□□		
	許 可 番 号	※確認を行った者が工事施工者で、建設業の許可を受けている場合は、許可番号を記入してください。 建築業許可 <input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣 () 第 () 号 いづれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> () 知事 () 第 () 号		
	担 当 者 名			

確認を行った者が建築士の場合は以下も記入してください。

確認を行った 建築士の情報	建築士免許	<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士	<input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士	<input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士	d
	登録番号	123456	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	事務所の 種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士事務所	
	登録年月日	昭和60年10月1日	登録番号	宮城県知事登録 第00000000号	

事務局使用欄（申請者は記入不要）

令和元年5月版

- a 申請される方の情報(住所／氏名／所在地／工事完了年月日)を記入してください。
- b 工事を行った箇所を補修工事ごとに記入してください。補修箇所が10箇所以上の場合、この書式集から該当の用紙をコピーして記入してください。
(※番号は2枚目：11番～、3枚目：21番～としてください。)
- c 被災箇所の補修工事を確認された方の情報（建築士の場合には、該当する項目に加え d の欄を含む）を記入してください。
- d 確認者が建築士の場合のみ記入してください。

被災住宅を補修した内容(補修箇所を補修したこと)を証明する書類です。
被災箇所毎に1枚ずつ必要です。
作成の際は、ホームページから書式をダウンロードするか、書式を必要枚数分コピーして、申請する被災箇所毎に作成し、「補修工事証明書(前ページ参照)」と共に提出してください。(申請者が作成することはできません。)

記入見本

別紙 **補修工事内容確認書**

確認を行った者が記入。
※申請者は記入できません。

確認を行った者 (補修工事証明書の記入者)	氏名 設計 一郎 設計 a
被災箇所 (部屋毎に記入)	被災した箇所を具体的に記入してください。 1F リビングの床
被災状況	被災した箇所の状況を具体的に記入してください。 浸水による床の腐食
補修方法	補修工事の内容を具体的に記入してください。(例:1F寝室の内壁の張替え工事等) 床の貼替え工事

補修工事前


b

補修工事後


c

事務局使用欄(申請者は記入不要)

必要に応じて、この台紙をコピーしてご使用ください。

番号

1

d

*「補修工事証明書」の「被災箇所」に記載の番号を記入してください。
令和元年5月版

- a 被災箇所の補修工事を確認された建築士または工事施工者の方の記名押印と補修工事の内容(被災箇所/被災状況/補修方法)を具体的に記入してください。
- b 被災箇所の補修工事前の写真を貼ってください。
- c 補修工事が完了した写真を貼ってください。
- d 「補修工事証明書」の「補修工事を行った被災箇所」に記入した被災箇所の番号を記入してください。



書式は次ページから 

補修

被災住宅所有者との関係確認書

記入日 令和 年 月 日

(代表)申請者の情報

住 所 〒 -

氏 名 印

死亡または行方不明の被災住宅の所有者に代わり、住宅の補修工事を行ったので、給付申請します。ついては、第三者からの同様な申請等、異議があった場合、一切の責任を負い、それらに関わる手続きを行います。

<被災住宅の所有者の情報>

①	氏 名	フリガナ	
		氏	名
②	被災時の被災住宅の住所	〒 -	
③	生年月日	<input type="text"/> (明治) <input type="text"/> (大正) <input type="text"/> (昭和) <input type="text"/> (平成)	年 月 日

<被災住宅の所有者に代わる者の情報>

- 被災時に被災住宅に居住していた者であること
- ②に居住する者であること

④	氏 名 ※(代表)申請者氏名と同じ場合も記入	フリガナ	
		氏	名
⑤	①との続柄		
⑥	生年月日	<input type="text"/> (明治) <input type="text"/> (大正) <input type="text"/> (昭和) <input type="text"/> (平成)	年 月 日

※個人情報、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。
第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

^
切
取
り
線
v



こちらの書式を切り取るか、
コピーしてご記入の上、
提出してください。

親孝行住宅再建支援申出書

記入日 令和 年 月 日

申出者本人の情報

住 所 〒 -

氏 名 印

下記に記載する父母・祖父母等(被災住宅の所有者)が居住するための住宅の再建(建築・購入または補修)を支援したことを申し出ます。

<再建した住宅の居住者(被災住宅の所有者等)の情報>

①	氏 名	フリガナ	
		氏	名
②	再建した住宅の住所	〒 -	
③	生年月日	<input type="text"/>	年 月 日
④	申出者との続柄 ※直系尊属であること*	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> 祖父 <input checked="" type="checkbox"/> 祖母 <input checked="" type="checkbox"/> その他()	

*直系尊属とは、申出者の祖先など先の世代にあたる人たちのうち、父母、祖父母らの血筋が直接つながっていることをいいます。(配偶者の直系尊属や、養祖父母も含まれます。)

※個人情報、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。

第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。

※申出者は、本制度または国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

事務局使用欄(申請者は記入不要)



こちらの書式を切り取るか、
コピーしてご記入の上、
提出してください。

補修工事証明書

申請者	住所	
	氏名	
所在地		
工事完了年月日	平成 令和 年 月 日	

補修工事を行った被災箇所

補修工事を行った被災箇所をすべて記入し、被災箇所数に応じて(別紙)補修工事内容確認書をご提出ください。

番号	被災箇所 ※被災した箇所を部屋毎に具体的に記入してください。	番号	被災箇所 ※被災した箇所を部屋毎に具体的に記入してください。
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

上記の被災箇所について、「住まいの復興給付金制度」の対象となる補修工事が行われていたことを証明します。

証明年月日		令和 年 月 日
確認を行った者	工事施工者名 または 建築士事務所名	社印
	所在地	
	電話番号	- -
	許可番号	※確認を行った者が工事施工者で、建設業の許可を受けている場合は、許可番号を記入してください。 建築業許可 <input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣 () 第 () 号 いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> () 知事 () 第 () 号
	担当者名	

確認を行った者が建築士の場合は以下も記入してください。

確認を行った 建築士の情報	建築士免許	<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士	<input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士	<input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士
	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	事務所の 種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士事務所
	登録年月日		登録番号	

事務局使用欄(申請者は記入不要)



こちらの書式を切り取るか、
コピーしてご記入の上、
提出してください。

必要に応じて、この書式をコピーしてご使用ください。

住まいの復興給付金制度

別紙

補修工事内容確認書

確認を行った者が記入。

※申請者は記入できません。

確認を行った者 (補修工事証明書の記入者)	氏名	印
被災箇所 (部屋毎に記入)	被災した箇所を具体的に記入してください。	
被災状況	被災した箇所の状況を具体的に記入してください。	
補修方法	補修工事の内容を具体的に記入してください。(例:1F寝室の内壁の張替え工事等)	

補修工事前

補修工事前の写真を
貼付けしてください。

補修工事後

工事箇所がわかるように
補修工事後の写真を
貼付けしてください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

番号

*「補修工事証明書」の「被災箇所」に
記載の番号を記入してください。



MEMO

A memo template consisting of 20 horizontal dotted lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page, providing a guide for text entry.

住まいの復興給付金事務局コールセンター

下記の専用ダイヤルからご相談ください。

フリーダイヤル:0120-250-460(無料)

[受付時間] 9:00～17:00 (土・日・祝日除く)

- 一部のIP電話などフリーダイヤルが繋がらない場合: 022-745-0420(有料)
- お電話の際は、かけ間違いのないようご注意ください。
- コールセンターでは、以下のようなお問い合わせを受け付けています。
 - ・住まいの復興給付金の制度(対象者、対象住宅、給付金額等)
 - ・給付申請に係る一般(申請書の入手方法、記入の仕方、添付書類等)
 - ・給付申請方法(提出期限等)

住まいの復興給付金事務局ホームページ

- ホームページでは、以下のような内容を確認できます。
 - ・住まいの復興給付金の制度(対象者、対象住宅、給付金額等)
 - ・給付申請に係る一般(申請書の入手方法、記入の仕方、添付書類等)
 - ・給付申請方法(提出期限等)

また、申請に必要な申請書、申請書の記入の仕方、申請の手引き、リーフレット等、各種書類をダウンロードできます。

<https://fukko-kyufu.jp>